



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課
◎ 人事委員会規則	
○職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定による給料月額に関する規則	〃
○職員給与条例附則第30項、第32項、第34項又は第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料に関する規則	〃

## 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第35号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年長崎県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(初任給) 第3条 略 2及び3 略 4 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	(初任給) 第3条 略 2及び3 略 4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額とする。
(昇給) 第5条 職員の昇給の時期は、毎年4月1日（以下「昇給日」）	第3条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (昇給) 第5条 職員の昇給の時期は、毎年4月1日（以下「昇給日」）

という。)とし、昇給日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 略

3 57歳に達した職員に関する前項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて任命権者の定める基準に従い決定するものとする。

4 略

(給料の調整額)

第6条 略

2 前項の調整額は、別表第5の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員につき当該職員の属する級に応じて別表第6に掲げる調整基本額に当該職員に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(定年再任用短時間勤務職員にあつては、その額に職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(通勤手当)

第10条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第4条の4第1号の規定に該当する職員(交通機関又は有料道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)支給単位期間につき、一般職員の例により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)の額に相当する額(以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。))。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして一般職員の例によることが特に必要と認められるものについては、一般職員の例による額)を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 条例第4条の4第2号の規定に該当する職員(自動車その他の交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、次に定める額(定年再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

ア～タ 略

(3) 略

2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で一般職員の例によるもののうち、条例第4条の4第1号又は第

という。)とし、昇給日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 略

3 57歳に達した職員に関する前項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて任命権者の定める基準に従い決定するものとする。

4 略

(給料の調整額)

第6条 略

2 前項の調整額は、別表第5の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員につきその者の属する級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員にあつては、その額に職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(通勤手当)

第10条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第4条の4第1号の規定に該当する職員(交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)支給単位期間につき、一般職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃又は料金(以下「運賃等」という。)の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。))。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たり運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして一般職員の例によることが特に必要と認められるものについては、一般職員の例による額)を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 条例第4条の4第2号の規定に該当する職員(自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

ア～タ 略

(3) 略

2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で一般職員の例によるもののうち、条例第4条の4第1号又は第

3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして一般職員の例による住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が一般職員の例による基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、一般職員の例により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

3～5 略

（時間外勤務手当）

第14条 時間外勤務手当の額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1)及び(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあり、及び同項第2号中「100分の135」とあるのは「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち一般職員の例により除くとされるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（一般職員の例により除くとされるものを除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を、第3項勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外

3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして一般職員の例による住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が一般職員の例による基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、一般職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

3～5 略

（時間外勤務手当）

第14条 時間外勤務手当の額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1)及び(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあり、及び同項第2号中「100分の135」とあるのは「100分の100」とする。

3 略

4 正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち一般職員の例により除くとされるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（一般職員の例により除くとされるものを除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、第

勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間条例第7条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他一般職員の例による手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（定年再任用短時間勤務職員にあつては、一般職員の例による時間）に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日（条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

2 定年再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

3及び4 略

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 定年再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日（条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。）現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 定年再任用短時間勤務職員 当該定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

2及び3 略

（特定の職員についての適用除外）

第26条 第4条、第5条、第7条から第9条まで（第8条第

3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間条例第7条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他一般職員の例による手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（再任用短時間勤務職員にあつては、一般職員の例による時間）に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日（条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

2 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

3及び4 略

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日（条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。）現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

2及び3 略

（特定の職員についての適用除外）

第26条 第4条、第5条、第7条から第9条まで（第8条第

1項を除く。)、第11条、第12条及び第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～8 略

9 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額については、職員の給与に関する条例附則第28項の規定による一般職員の措置の例による。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤務職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

附則別表第1及び第2 略

別表第1（第2条関係）

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額					円 239,700

別表第6（第6条関係）

現業職給料表の給料の調整額の調整基本額表

職員の区分	職務の級	調整基本額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	
定年前再任用短時間勤務職員	7,200円	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
- (2) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
- (3) 新規則 この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（昭和32年長崎県規則第81号）
- (4) 旧再任用職員 施行日前に令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (5) 旧規則 この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（暫定再任用職員に関する経過措置）

1項を除く。)、第11条、第12条及び第23条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～8 略

附則別表第1及び第2 略

別表第1（第2条関係）

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	略					
再任用職員						円 239,700

別表第6（第6条関係）

現業職給料表の給料の調整額の調整基本額表

職員の区分	職務の級	調整基本額
再任用職員以外の職員	略	
再任用職員	8,100円	

- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、新規則第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」とする。
- 5 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、新規則第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 7 新規則第20条の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第10条第1項第2号、第14条第2項及び第17条の規定を適用する。
- 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第19条第2項、第20条第1項及び第26条の規定を適用する。  
（新規則第6条における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 10 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第6条第2項の規定を適用する。
- 11 新規則第6条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める暫定再任用職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長崎県条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。）による改正前の職員の定年等に関する条例第3条に規定する年齢（令和4年改正条例附則第7条第1項各号に規定する職にあっては、同条第2項に規定する年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第6条及び前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。
- 12 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
  - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になったとした場合に旧規則及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる職務の級を基礎として旧現業給与規則第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

---

## 人事委員会規則

---

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

---

令和4年12月27日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第25号

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する規則(昭和60年長崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定年に達している者の任用の制限)</p> <p>第2条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は職員の退職手当に関する条例(昭和29年長崎県条例第8号)第7条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となっているもの(これらの職のうち一の職から他の職に1回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該職に係る定年退職日(条例第2条に規定する定年退職日をいう。)以前に採用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 勤務延長職員(条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。)を、組織の変更等により、勤務延長(条例第4条第1項により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。)に係る職と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合</p> <p>(2) 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的に置かれる職に転任する場合</p> <p>(勤務延長に係る状況の報告)</p>	<p>(定年に達している者の任用)</p> <p>第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する職員を除く。以下同じ。)の採用は、再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員、特別職に属する地方公務員又は職員の退職手当に関する条例(昭和29年長崎県条例第8号)第7条第5項第4号に規定する特定地方公社等職員となっているものの、その者が当該採用に係る職を占めているものとした場合に定年退職(条例第2条の規定により退職することをいう。以下同じ。)をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。</p> <p>2 職員の他の職への異動(法第28条の2第4項に規定する職員となる異動を除く。)は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員(以下「勤務延長職員」という。)の、特別の事情により人事委員会の承認を得た場合における異動及び再任用をされている職員としての異動については、この限りでない。</p> <p>(勤務延長)</p> <p>第3条 休職、派遣等により身分を保有するが職務に従事しないこととされている職員については、勤務延長(条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。)を行うことはできない。</p> <p>2 勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。勤務延長の期限を繰り上げる場合における同条第4項に規定する職員の同意についても、同様とする。</p> <p>3 条例第4条第2項の規定による勤務延長の期限の延長に係る人事委員会の承認の申請は、人事委員会が定める様式の申請書により行うものとする。この場合において、当該申請書には前項に規定する職員の同意を得たことを証する書面及び履歴書を添付しなければならない。</p> <p>(報告)</p>

第3条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長（条例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。）の事由及び期限の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（管理監督職に含まれる職）

第4条 条例第6条第3号に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 総合水産試験場調査船及び漁業取締船の機関長
- (2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の主幹教諭及び指導教諭
- (3) 長崎県警察の標準的な職を定める訓令（平成28年長崎県警察本部訓令第18号）別表第2の警視相当職の項標準的な職が表す職制上の段階に属する職の欄に掲げる職（同項警察本部（警察学校を含む。）の欄に掲げる課長等の区分に属する職を除く。）

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第5条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第6条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校及び市町村立学校の校長とする。

（条例第9条第3項又は第4項の規定による任用）

第7条 条例第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第8条 任命権者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長に係る状況の報告）

第9条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の4月2日からその年4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第10条 条例第12条及び第13条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（雑則）

第11条 この規則により難しい事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

第4条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。



(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和29年人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給手続)</p> <p>第2条 職員が退職し又は死亡したときは、その者の退職又は死亡当時の所属の長(以下「所属の長」という。)は条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5までの規定によって計算した退職手当金額計算書(別記様式第1号。以下「計算書」という。)に次の書類を添えて職員の属する任命権者に提出しなければならない。 (1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第27号(条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる期間とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第4条の2 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第27号(条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。 (1)及び(2) 略</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 条例第10条第1項の申出は、<u>受給期間延長等申請書(別記様式第6号)に医師の証明書その他の第9条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて行うものとする。ただし、受給資格者証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>2 前項の申出は、<u>当該申出に係る者が条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、<u>当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内</u>にしなければならない。</p> <p>4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、<u>受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。</u></p> <p>5 知事は、第1項の申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に<u>受給期間延長等通知書(別記様式第7号)を交付しなければならない。この場合(第1項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)</u>において、知事は、<u>受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。</u></p>	<p>(退職手当の支給手続)</p> <p>第2条 職員が退職し又は死亡したときは、その者の退職又は死亡当時の所属の長(以下「所属の長」という。)は条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定によって計算した退職手当金額計算書(別記様式第1号。以下「計算書」という。)に次の書類を添えて職員の属する任命権者に提出しなければならない。 (1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第27号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる期間とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第4条の2 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第27号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。 (1)及び(2) 略</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第10条 条例第10条第1項の規定による申出は、<u>受給期間延長申請書(別記様式第6号)に受給資格者証を添えて行うものとする。ただし、受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。</u></p> <p>2 前項に規定する申出は、<u>条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 前項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、<u>当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内</u>にしなければならない。</p> <p>4 知事は、第1項に規定する申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に<u>受給期間延長通知書(別記様式第7号)を交付するとともに、受給資格者証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。</u></p>

6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等通知書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて提出しなければならない。

8 前項の規定は、第6項の場合及び第2項ただし書の場合における第1項の申出に、第1項ただし書の規定は、第6項の場合について準用する。

(条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業)

第10条の2 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第21条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと知事が認めたもの

(条例第10条第4項の人事委員会規則で定める職員)

第10条の3 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第10条の4 条例第10条第4項の申出は、受給期間延長等申請書(別記様式第6号)に登記事項証明書その他条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて行うものとする。

2 前項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にならなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 知事は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書(別記様式第7号)を交付しなければならない。この場合(第5項の規定により準用する第10条第1項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、知事は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し返付しなければならない。

(1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書

(2) 条例第10条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格者証

6 第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証

5 第10条第7項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、第10条第1項ただし書の規定は、第1項及び前項の場合に、第10条第3項及び第4項の規定は、第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

附 則

1～3 略

4～10 削除

附 則

1～3 略

4 昭和29年3月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧奨を受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勧奨を受けた他の任命権者に属する職員となったもの

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となったもの

5 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲げる者であったものが当該各号に掲げる日から昭和29年3月31日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、そのものの職員としての在職期間に引続いたものとみなす。

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和21年勅令第287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失った日

6 条例附則第8項に規定する人事委員会規則で定める者は、昭和20年8月15日に現に附則第5項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。）であった者とする。

7 条例附則第10項に規定する人事委員会規則で定める退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職

(2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職

し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

(3) 条例附則第6項各号又はこの規則附則第4項各号の退職

(4) 条例附則第7項の退職

(5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

8 恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）

附則第30条第1項第1号若しくは第2号又は長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例（昭和32年長崎県条例第27号。以下「恩給条例の一部改正条例」という。）附則第2条第1項第1号若しくは第2号に掲げる職員に対する条例附則第13項の規定による退職手当は、当該職員の家族で本邦に居住しているものがある場合において、その家族から請求があったときは、その家族に支給することができる。

9 条例第2条の2の規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によって生計を維持していたもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によって生計を維持していると認められるもの」と読み替えるものとする。

10 条例附則第13項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し若しくは引続いて職員となつて在職する場合又は条例第13条の規定の適用を受け、引続いて条例第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号若しくは第2号又は恩給条例の一部改正条例第2条第1項第1号若しくは第2号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第3号又は恩給条例の一部改正条例附則第2条第1項第3号に掲げる者については適用しないものとする。但し、条例附則第13項の規定により支給される退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まないものとする。

11 略

12 条例附則第16項に規定する「仮定給料月額」は、附則別表に定める額とする。

附則別表

既に支給を受けた退職手当の計算の基礎となつた給料（俸給）月額							仮定給料月額				
昭和23年3月8日か	昭和23年5月31日まで	昭和23年6月1日か	昭和23年12月1日か	昭和26年1月1日か	昭和26年10月1日か	昭和27年11月1日か	昭和29年1月1日か	行政職給料表の適用を受けらる職員	教育職給料表（一）の適用を受けらる職員	教育職給料表（二）の適用を受けらる職員	現業職給料表の適用を受けらる職員
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,500	1,950	3,184	3,850	4,600	5,400	5,900	131,900				135,300
1,550	2,020	3,275	4,000	4,750	5,500	6,050	131,900				135,300
1,600	2,080	3,369	4,150	4,900	5,700	6,200	136,200				135,300
1,650	2,150	3,466	4,300	5,050	5,850	6,400	136,200				139,600
1,700	2,210	3,565	4,450	5,200	6,000	6,600	141,000				144,200
1,750	2,280	3,667	4,600	5,350	6,200	6,900	141,000				144,200
1,800	2,340	3,772	4,750	5,500	6,400	7,200	146,000				149,000
1,850	2,410	3,880	4,900	5,700	6,650	7,500	146,600				149,000
1,900	2,470	3,991	5,050	5,900	6,900	7,800	161,400				149,000
1,950	2,540	4,105	5,200	6,100	7,150	8,100	161,400	160,300			154,400
2,000	2,600	4,223	5,350	6,300	7,400	8,400	161,400	169,600	180,800		160,400
2,050	2,670	4,344	5,500	6,500	7,650	8,700	161,400	169,600	180,800		160,400

11 略

2,100	2,730	4,468	5,700	6,700	7,900	9,000	167,800	191,900	180,800	166,400
2,150	2,800	4,596	5,900	6,900	8,150	9,300	167,800	191,900	180,800	166,400
2,220	2,860	4,727	6,100	7,100	8,400	9,600	175,300	191,900	187,300	166,400
2,300	2,990	4,863	6,300	7,300	8,650	10,000	175,300	191,900	187,300	172,500
2,400	3,120	5,002	6,500	7,550	8,950	10,400	181,200	200,000	193,800	172,500
2,500	3,250	5,145	6,700	7,800	9,250	10,800	181,200	200,000	193,800	178,800
2,600	3,380	5,292	6,900	8,050	9,550	11,200	187,300	200,000	193,800	185,200
2,700	3,510	5,444	7,100	8,300	9,850	11,600	187,300	208,200	200,500	185,200
2,800	3,640	5,600	7,300	8,600	10,250	12,100	193,600	208,200	200,500	185,200
2,900	3,770	5,760	7,500	8,900	10,650	12,600	193,600	216,500	207,300	191,800
3,000	3,900	5,925	7,800	9,250	11,100	13,100	205,000	216,500	207,300	198,700
3,100	4,030	6,094	8,100	9,600	11,550	13,600	205,000	224,900	214,200	206,300
3,200	4,160	6,269	8,400	9,950	12,000	14,100	205,000	224,900	214,200	206,300
3,300	4,290	6,448	8,700	10,300	12,450	14,600	205,000	234,800	221,200	216,200
3,400	4,420	6,633	9,000	10,650	12,900	15,100	212,800	234,800	221,200	216,200
3,500	4,550	6,823	9,300	11,000	13,400	15,600	220,700	243,200	228,500	216,200
3,600	4,680	7,018	9,600	11,400	14,000	16,300	220,700	243,200	236,300	224,200
3,700	4,810	7,219	9,900	11,800	14,600	17,000	229,000	251,800	244,300	232,200
3,800	4,940	7,426	10,200	12,200	15,200	17,700	240,900	267,500	244,300	
3,900	5,070	7,638	10,500	12,600	15,800	18,400	240,900	267,500	253,300	
4,000	5,200	7,857	10,800	13,000	16,400	19,100	240,900	267,500	262,400	
4,100	5,330	8,082	11,100	13,500	17,100	19,800	249,400	267,500	262,400	
4,200	5,460	8,313	11,400	14,000	17,800	20,500	249,400	278,100	271,500	
4,300	5,590	8,551	11,700	14,500	18,500	21,200	257,900	278,100	280,700	
4,400	5,720	8,796	12,100	15,000	19,200	22,000	257,900	288,700	280,700	
4,600	5,980	9,047	12,500	15,500	20,000	22,800	257,900	288,700	287,400	
4,800	6,240	9,306	12,900	16,000	20,800	23,600	266,500	299,300	287,400	
5,000	6,500	9,573	13,300	16,600	21,600	24,400	279,500	310,000	287,400	
5,200	6,760	9,847	13,700	17,200	22,400	25,300	288,900	310,000	287,400	
5,400	7,020	10,129	14,200	17,800	23,300	26,200	288,900	320,900	297,000	
5,600	7,280	10,419	14,700	18,400	24,200	27,300	298,500	320,900	306,500	
5,800	7,540	10,717	15,200	19,000	25,100	28,400	312,500	320,900	316,200	
6,000	7,800	11,024	15,700	19,600	26,200	29,500	324,200	336,600	325,900	
6,200	8,060	11,339	16,200	20,400	27,300	30,600	324,200	336,600	325,900	

別表（第4条の3関係）

ア 略

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

略	
第2号区分	1～4 略 5 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった者のうち、平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。）の公安職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの 6 略
第3号区分	1～8 略 9 特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの 10 略
第4号区分	1～9 略 10 特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの 11 略
略	

別表（第4条の3関係）

ア 略

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

略	
第2号区分	1～4 略 5 略
第3号区分	1～8 略 9 略
第4号区分	1～9 略 10 略
略	

別記様式第6号（第10条、第10条の4関係）

受給期間延長等申請書

① 申請者	氏名	性別	男・女	受給資格者証番号
	住所又は居所			
② 退職年月日	年 月 日			
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため			
	具体的理由			
④ ③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	診療担当者		
⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
職員の退職手当に関する条例施行規則第10条第1項・第10条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。				
年 月 日 長崎県知事 様 申請者氏名				
※ 処 理 欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで			
			課長	係長

注 意

- この申請は、受給資格者証を添えて提出すること。
- ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第7号（第10条、第10条の4関係）

受給期間延長等通知書

申請者氏名	受給資格者証番号
申請受理年月日	年 月 日
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため
	具体的理由
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	令和 年 月 日
職員の退職手当に関する条例施行規則第10条第5項・第10条の4第3項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。	
年 月 日 長崎県知事名	

注 意

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。

別記様式第6号（第10条関係）

受給期間延長申請書

① 申請者	氏名	性別	男・女	受給資格者証番号
	住所又は居所			
② 退職年月日	年 月 日			
③ 職業に就くことができない理由				
④ ③の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	診療担当者		
⑤ 職業に就くことができない期間	年 月 日から 年 月 日まで			
職員の退職手当に関する条例施行規則第10条第1項の規定により上記のとおり申請します。				
年 月 日 長崎県知事 様 申請者氏名				
※ 処 理 欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで			
			課長	係長

注 意

- この申請は、受給資格者証を添えて提出すること。
- ⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第7号（第10条関係）

受給期間延長通知書

申請者氏名	受給資格者証番号
申請受理年月日	年 月 日
受給期間延長の理由	
延長後の受給期間満了年月日	年 月 日
職員の退職手当に関する条例施行規則第10条第4項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。	
年 月 日 長崎県知事名	

注 意

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。

別記様式第9号 (第13条関係)

公共職業訓練等受講届											
①受給資格者に関する事項	氏名				受給資格者証番号						
	住所又は居所										
②公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1公共職業訓練	2雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4高齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5雇用保険法第65条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6職業訓練の実施等による特定受給者の就業の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練				
	(2) 職種			(3) 期間			(4) 昼夜間の別	昼間・夜間			
	(5) 受講開始年月日	年 月 日		(6) 終了予定年月日	年 月 日						
	この欄の記載事項に誤りがないことを証明する。 年 月 日 (取扱者氏名又は印)										
	(公共職業訓練等の施設長の職 氏名)										
③寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無		(2) 寄宿開始年月日	年 月 日						
	(3) 寄宿前の住所又は居所										
	(4) 家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所				
					歳	有・無	同居・別居				
					歳	有・無	同居・別居				
					歳	有・無	同居・別居				
					歳	有・無	同居・別居				
				歳	有・無	同居・別居					
④公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名											
職員の退職手当に関する条例施行規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 受給資格者名 (任命権者) 様											
※処理欄	基本手当	寄宿手当	証明認定								

注意事項  
 1 この届書には、受給資格者証を添えること。  
 2 この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに、居所を管轄する公共職業安定所の長に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。  
 3 記載上の注意  
 ア ③欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。  
 イ ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第9号 (第13条関係)

公共職業訓練等受講届											
①受給資格者に関する事項	氏名				受給資格者証番号						
	住所又は居所										
②公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1公共職業訓練	2雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4高齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5雇用保険法第65条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの					
	(2) 職種			(3) 期間			(4) 昼夜間の別	昼間・夜間			
	(5) 受講開始年月日	年 月 日		(6) 終了予定年月日	年 月 日						
	この欄の記載事項に誤りがないことを証明する。 年 月 日 (取扱者氏名又は印)										
	(公共職業訓練等の施設長の職 氏名)										
③寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有・無		(2) 寄宿開始年月日	年 月 日						
	(3) 寄宿前の住所又は居所										
	(4) 家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所				
					歳	有・無	同居・別居				
					歳	有・無	同居・別居				
					歳	有・無	同居・別居				
					歳	有・無	同居・別居				
				歳	有・無	同居・別居					
④公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名											
職員の退職手当に関する条例施行規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 受給資格者名 (任命権者) 様											
※処理欄	基本手当	寄宿手当	証明認定								

注意事項  
 1 この届書には、受給資格者証を添えること。  
 2 この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに、居所を管轄する公共職業安定所の長に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。  
 3 記載上の注意  
 ア ③欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。  
 イ ※印欄には、記載しないこと。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和48年人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則            1～5 略            6 改正条例附則第9項に規定する者又はこの規則の附則第3項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2(新条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2(新条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)まで及び第6条、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年長崎県条例第62号。以下「条例第62号」という。)附則第6項並びに改正条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第62号附則第6項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 新条例第3条から第5条の2(新条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)まで及び第6条、条例第62号附則第6項並びに改正条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</p>	<p>附 則            1～5 略            6 改正条例附則第9項に規定する者又はこの規則の附則第3項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年長崎県条例第62号。以下「条例第62号」という。)附則第6項並びに改正条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第62号附則第6項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、条例第62号附則第6項並びに改正条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</p>

<p>(2) 略 7～23 略</p> <p>24 改正条例附則第9項又はこの規則の附則第3項及び附則第9項又は附則第22項の規定の適用を受ける者（他の勤務期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2（新条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2（新条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）まで及び第6条、条例第62号附則第6項並びに改正条例附則第5項から附則第8項まで又はこの規則の附則第6項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第62号附則第6項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額とするときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>25 改正条例附則第10項及びこの規則の附則第9項又は附則第22項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2（新条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2（新条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）まで及び第6条、条例第62号附則第6項並びに改正条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第11項の規定にかかわらず、同項（条例第62号附則第6項の規定の適用を受ける者で改正条例附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、改正条例附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第62号附則第6項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>26及び27 略 附則別表 略</p>	<p>(2) 略 7～23 略</p> <p>24 改正条例附則第9項又はこの規則の附則第3項及び附則第9項又は附則第22項の規定の適用を受ける者（他の勤務期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、条例第62号附則第6項並びに改正条例附則第5項から附則第8項まで又はこの規則の附則第6項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第62号附則第6項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額とするときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>25 改正条例附則第10項及びこの規則の附則第9項又は附則第22項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条から第5条の2までの規定による退職手当の額は、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、条例第62号附則第6項並びに改正条例附則第5項から附則第8項まで又は附則第11項の規定にかかわらず、同項（条例第62号附則第6項の規定の適用を受ける者で改正条例附則第5項から附則第7項までの規定に該当するものにあつては、改正条例附則第8項）の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第62号附則第6項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>26及び27 略 附則別表 略</p>
---	---

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第4条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（定年前提任短時間勤務職員等の給料月額<del>の端数計算</del>） 第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>定年前提任短時間勤務職員（地公法第22条の4第3項に規定する職員をいう。以下同じ。）</u> 職員給与条例第</p>	<p>（<u>再任用短時間勤務職員等の給料月額</u>の端数計算） 第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>再任用短時間勤務職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）</u></p>



6条第11項又は市町村立学校職員給与条例第5条第11項

(2)及び(3) 略  
(調整額の支給)

第6条 略

2 職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員 職員勤務時間条例第2条第3項(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)の規定により例によることとされる場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員の算出率」という。)

(2) 育児短時間勤務職員等 職員勤務時間条例第2条第2項(市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間勤務職員等の算出率」という。)

(3) 任期付短時間勤務職員 職員勤務時間条例第2条第4項(市町村立学校職員勤務時間条例の規定により例によることとされる場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間勤務職員の算出率」という。)

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。))の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額)とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1の2に掲げる額

職員給与条例第6条の2又は市町村立学校職員給与条例第5条の2

(2)及び(3) 略  
(調整額の支給)

第6条 略

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1の2に掲げる調整基本額(その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員にあっては、その額に職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「再任用短時間勤務職員の算出率」という。))を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間勤務職員等の算出率」という。))を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に職員勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間勤務職員の算出率」という。))を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1の3に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

6 第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

第6条の2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎県条例第8号。以下「改正条例」という。）附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する前条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎県条例第8号）附則第12項に規定する合計額の100分の25」とする。

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員（改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員を除く。）に関する前条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。

（職員給与条例附則第28項又は市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

第6条の3 職員給与条例附則第28項又は市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（管理職手当の支給額）

第7条の2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の2の管理職手当の額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等の算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務職員の算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、人事委員会が別に定める額とする。

（職員給与条例附則第28項又は市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第6条の2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎県条例第8号。以下「改正条例」という。）附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する前条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年長崎県条例第8号）附則第12項に規定する合計額の100分の25」とする。

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）附則第11項から第13項までの規定による給料を支給される職員（改正条例附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員を除く。）に関する前条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。

（管理職手当の支給額）

第7条の2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の2の管理職手当の額欄に定める額（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等の算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務職員の算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、人事委員会が別に定める額とする。

第7条の3 職員給与と条例附則第28項又は市町村立学校職員給与と条例附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する前条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

第9条の4 職員給与と条例第10条の2第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条の10の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(職員給与と条例附則第28項又は市町村立学校職員給与と条例附則第26項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額)

第9条の8 職員給与と条例附則第28項又は市町村立学校職員給与と条例附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第9条の6の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第3」とあるのは、「別表第3の2」とする。

(支給の終了)

第9条の9 略

(支給要件の改正の場合の措置)

第9条の10 略

(支給)

第9条の11 略

(時間外勤務手当を支給しない時間)

第13条の2 職員給与と条例第14条第3項及び第4項又は市町村立学校職員給与と条例第12条第3項及び第4項の人事委員会規則で定める時間は、職員勤務時間条例第5条の規定により職員給与と条例第14条第3項又は市町村立学校職員給与と条例第12条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、次に定める時間とする。

(1) 略

(2) 特別勤務従事職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員で、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分を下回る場合（前号に該当する場合を除く。）にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間  
ア及びイ 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条の6 略

2 職員給与と条例第17条又は市町村立学校職員給与と条例第14条の人事委員会規則で定める時間は、7時間45分に定年前再任用短時間勤務職員の算出率を乗じて得た時間とする。

3 略

第7節 期末手当

(期末手当の支給を受ける職員)

第17条 職員給与と条例第20条第1項前段又は市町村立学校職員給与と条例第16条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（職員給与と条例第20条の2各号又は市町村立学校職員給与と条例第16条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 常時勤務に服しない者（会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）

第9条の4 職員給与と条例第10条の2第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条の9の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(支給の終了)

第9条の8 略

(支給要件の改正の場合の措置)

第9条の9 略

(支給)

第9条の10 略

(時間外勤務手当を支給しない時間)

第13条の2 職員給与と条例第14条第3項及び第4項又は市町村立学校職員給与と条例第12条第3項及び第4項の人事委員会規則で定める時間は、職員勤務時間条例第5条の規定により職員給与と条例第14条第3項又は市町村立学校職員給与と条例第12条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、次に定める時間とする。

(1) 略

(2) 特別勤務従事職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員で、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分を下回る場合（前号に該当する場合を除く。）にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間  
ア及びイ 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条の6 略

2 職員給与と条例第17条又は市町村立学校職員給与と条例第14条の人事委員会規則で定める時間は、7時間45分に再任用短時間勤務職員の算出率を乗じて得た時間とする。

3 略

第7節 期末手当

(期末手当の支給を受ける職員)

第17条 職員給与と条例第20条第1項前段又は市町村立学校職員給与と条例第16条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（職員給与と条例第20条の2各号又は市町村立学校職員給与と条例第16条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 常時勤務に服しない者（会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）

(5)～(10) 略

第18条 職員給与と条例第20条第1項後段又は市町村立学校職員給与と条例第16条第1項後段の規定で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。ただし、第2号及び第3号に掲げる者のうち、基準日に期末手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤職員にあつては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員又は定年前再任用短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつた者

ア及びイ 略

第20条 基準日前1箇月以内において職員給与と条例又は市町村立学校職員給与と条例の適用を受ける常勤の職員、会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって当該退職とする。

（勤勉手当の成績率）

第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の200（特定幹部職員にあつては、100分の240）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）

附 則

1～4 略

（職員給与と条例附則第28項又は市町村立学校職員給与と条例附則第26項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額と端数計算）

5 育児休業条例附則第6項及び第7項の規定により読み替えられた職員給与と条例附則第28項又は市町村立学校職員給与と条例附則第26項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

別表第1の3（第6条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円

イ 海事職給料表

(5)～(10) 略

第18条 職員給与と条例第20条第1項後段又は市町村立学校職員給与と条例第16条第1項後段の規定で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。ただし、第2号及び第3号に掲げる者のうち、基準日に期末手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤職員にあつては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員又は地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつた者

ア及びイ 略

第20条 基準日前1箇月以内において職員給与と条例又は市町村立学校職員給与と条例の適用を受ける常勤の職員、会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって当該退職とする。

（勤勉手当の成績率）

第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 再任用職員以外の職員 100分の210（特定幹部職員にあつては、100分の250）
- (2) 再任用職員 100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）

附 則

1～4 略

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	6,600円
3 級	7,500円
4 級	8,400円
5 級	9,600円

## ウ 教育職給料表 (二)

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特2 級	9,100円
3 級	9,900円 (職員給与条例別表第4イの備考(2)に定める職員にあっては、10,200円)
4 級	12,500円

## エ 医療職給料表 (一)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

## オ 医療職給料表 (二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円
6 級	9,700円
7 級	11,000円

## カ 医療職給料表 (三)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,800円

## キ 小学校中学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,100円
特2 級	8,900円
3 級	9,700円 (市町村立学校職員給与条例別表第1の備考(2)に定める職員にあっては、10,000円)
4 級	12,200円

別表第3（第9条の6関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	略					円 55,000
1年以上2年未満	略					52,500
2年以上3年未満	略					50,000
3年以上4年未満	略					47,500
4年以上5年未満	略					45,000
5年以上6年未満	略					42,500
6年以上7年未満	略					40,000
7年以上8年未満	略					37,500
8年以上9年未満	略					35,000
9年以上10年未満	略					32,500
10年以上11年未満	略					30,000
11年以上12年未満	略					27,000
12年以上13年未満	略					24,000
13年以上14年未満	略					21,000
14年以上15年未満	略					18,000
15年以上16年未満	略					15,000
16年以上17年未満	略					12,000
17年以上18年未満	略					9,000
18年以上19年未満	略					6,000
19年以上20年未満	略					3,000
略						
備考1 この表において「1項職員」とは第9条の2第1項の職員の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職員の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職員の職を占める職員をいう。 2及び3 略						

別表第3（第9条の6関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	略					円 30,000
1年以上2年未満	略					30,000
2年以上3年未満	略					30,000
3年以上4年未満	略					30,000
4年以上5年未満	略					30,000
5年以上6年未満	略					30,000
6年以上7年未満	略					30,000
7年以上8年未満	略					30,000
8年以上9年未満	略					30,000
9年以上10年未満	略					30,000
10年以上11年未満	略					30,000
11年以上12年未満	略					27,000
12年以上13年未満	略					24,000
13年以上14年未満	略					21,000
14年以上15年未満	略					18,000
15年以上16年未満	略					15,000
16年以上17年未満	略					12,000
17年以上18年未満	略					9,000
18年以上19年未満	略					6,000
19年以上20年未満	略					3,000
略						
備考1 この表において「1項職員」とは第9条の2第1項の職員の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職員の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職員の職を占める職員をいう。 2及び3 略						

別表第3の2（第9条の8関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 35,600	円 38,500
1年以上2年未満	35,600	36,800
2年以上3年未満	35,600	35,000
3年以上4年未満	35,600	33,300
4年以上5年未満	35,600	31,500
5年以上6年未満	35,600	29,800
6年以上7年未満	34,300	28,000
7年以上8年未満	33,000	26,300
8年以上9年未満	31,800	24,500
9年以上10年未満	30,500	22,800
10年以上11年未満	29,300	21,000
11年以上12年未満	28,000	18,900
12年以上13年未満	26,700	16,800
13年以上14年未満	25,500	14,700
14年以上15年未満	24,500	12,600
15年以上16年未満	23,500	10,500
16年以上17年未満	22,500	8,400
17年以上18年未満	21,600	6,300

18年以上19年未満	20,600	4,200
19年以上20年未満	19,600	2,100
20年以上21年未満	18,600	
21年以上22年未満	18,200	
22年以上23年未満	17,800	
23年以上24年未満	17,100	
24年以上25年未満	16,700	
25年以上26年未満	16,200	
26年以上27年未満	15,800	
27年以上28年未満	15,400	
28年以上29年未満	14,800	
29年以上30年未満	14,600	
30年以上31年未満	14,400	
31年以上32年未満	13,900	
32年以上33年未満	13,300	
33年以上34年未満	12,700	
34年以上35年未満	12,200	
備考1 この表において「2項職員」とは第9条の2第2項の職員の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職員の職を占める職員をいう。		
2 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、2項職員においては、医師国家試験等の合格の日以後の期間を、3項職員においては、採用の日又は第9条の4第3号に規定する職員となった日以後の期間を示す。		

(警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和35年長崎県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定年再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額) 第18条 略	(再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額) 第18条 略

(一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和39年長崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定年再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額) 第26条 条例第27条に規定する職員に支給される特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の額は、同条例の規定による特殊勤務手当の額に職員勤務時間条例第2条第2項、第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。	(再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額) 第26条 条例第25条に規定する職員に支給される特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の額は、同条例の規定による特殊勤務手当の額に職員勤務時間条例第2条第2項、第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第7条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年長崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>(降格の場合の号給)</p> <p>第22条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、<u>その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第34条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員(以下「特定職員」という。)を職員給与条例第6条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて別表第7の3に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。</p> <p>2～9 略</p> <p>(一般職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第35条 特定職員以外の職員(人事委員会が定める職員を除く。以下「一般職員」という。)を職員給与条例第6条第5項及び市町村立学校職員給与条例第5条第5項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数は、当該一般職員の昇給区分に応じて別表第7の4に定める一般職員昇給号給数表に定める号給数とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表第7の2 (第22条関係)</p> <p>ア 行政職給料表降格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">降格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="8">降格後の号給</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>33</td><td>17</td><td>17</td><td>9</td><td>9</td><td>13</td><td>13</td><td>17</td></tr> <tr><td>2</td><td>33</td><td>18</td><td>18</td><td>10</td><td>10</td><td>14</td><td>14</td><td>18</td></tr> <tr><td>3</td><td>33</td><td>19</td><td>19</td><td>11</td><td>11</td><td>15</td><td>15</td><td>19</td></tr> <tr><td>4</td><td>34</td><td>20</td><td>20</td><td>12</td><td>12</td><td>16</td><td>16</td><td>20</td></tr> <tr><td>5</td><td>35</td><td>21</td><td>21</td><td>13</td><td>13</td><td>17</td><td>17</td><td>21</td></tr> <tr><td>6</td><td>36</td><td>22</td><td>22</td><td>14</td><td>14</td><td>18</td><td>18</td><td>22</td></tr> <tr><td>7</td><td>37</td><td>23</td><td>23</td><td>15</td><td>15</td><td>19</td><td>19</td><td>23</td></tr> <tr><td>8</td><td>39</td><td>24</td><td>24</td><td>16</td><td>16</td><td>20</td><td>20</td><td>24</td></tr> <tr><td>9</td><td>40</td><td>25</td><td>25</td><td>17</td><td>17</td><td>21</td><td>21</td><td>25</td></tr> <tr><td>10</td><td>42</td><td>26</td><td>26</td><td>18</td><td>18</td><td>22</td><td>22</td><td>26</td></tr> <tr><td>11</td><td>43</td><td>27</td><td>27</td><td>19</td><td>19</td><td>23</td><td>23</td><td>27</td></tr> <tr><td>12</td><td>44</td><td>28</td><td>28</td><td>20</td><td>20</td><td>24</td><td>24</td><td>28</td></tr> <tr><td>13</td><td>45</td><td>29</td><td>29</td><td>21</td><td>21</td><td>25</td><td>25</td><td>33</td></tr> <tr><td>14</td><td>46</td><td>30</td><td>30</td><td>22</td><td>22</td><td>26</td><td>26</td><td>38</td></tr> <tr><td>15</td><td>47</td><td>31</td><td>31</td><td>23</td><td>23</td><td>27</td><td>27</td><td>43</td></tr> <tr><td>16</td><td>48</td><td>32</td><td>32</td><td>24</td><td>24</td><td>28</td><td>28</td><td>45</td></tr> <tr><td>17</td><td>49</td><td>33</td><td>33</td><td>25</td><td>25</td><td>29</td><td>29</td><td>45</td></tr> <tr><td>18</td><td>50</td><td>34</td><td>34</td><td>26</td><td>26</td><td>30</td><td>30</td><td>45</td></tr> <tr><td>19</td><td>51</td><td>35</td><td>35</td><td>27</td><td>27</td><td>31</td><td>31</td><td>45</td></tr> <tr><td>20</td><td>52</td><td>36</td><td>36</td><td>28</td><td>28</td><td>32</td><td>32</td><td>45</td></tr> <tr><td>21</td><td>53</td><td>37</td><td>37</td><td>29</td><td>29</td><td>34</td><td>33</td><td>45</td></tr> <tr><td>22</td><td>54</td><td>38</td><td>38</td><td>30</td><td>30</td><td>36</td><td>34</td><td>45</td></tr> <tr><td>23</td><td>55</td><td>39</td><td>39</td><td>31</td><td>31</td><td>38</td><td>35</td><td>45</td></tr> <tr><td>24</td><td>56</td><td>40</td><td>40</td><td>32</td><td>32</td><td>40</td><td>36</td><td>45</td></tr> <tr><td>25</td><td>59</td><td>41</td><td>41</td><td>33</td><td>33</td><td>42</td><td>38</td><td>45</td></tr> </tbody> </table>	降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給								1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	1	33	17	17	9	9	13	13	17	2	33	18	18	10	10	14	14	18	3	33	19	19	11	11	15	15	19	4	34	20	20	12	12	16	16	20	5	35	21	21	13	13	17	17	21	6	36	22	22	14	14	18	18	22	7	37	23	23	15	15	19	19	23	8	39	24	24	16	16	20	20	24	9	40	25	25	17	17	21	21	25	10	42	26	26	18	18	22	22	26	11	43	27	27	19	19	23	23	27	12	44	28	28	20	20	24	24	28	13	45	29	29	21	21	25	25	33	14	46	30	30	22	22	26	26	38	15	47	31	31	23	23	27	27	43	16	48	32	32	24	24	28	28	45	17	49	33	33	25	25	29	29	45	18	50	34	34	26	26	30	30	45	19	51	35	35	27	27	31	31	45	20	52	36	36	28	28	32	32	45	21	53	37	37	29	29	34	33	45	22	54	38	38	30	30	36	34	45	23	55	39	39	31	31	38	35	45	24	56	40	40	32	32	40	36	45	25	59	41	41	33	33	42	38	45	<p>(降格の場合の号給)</p> <p>第22条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、<u>降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第34条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員(以下「特定職員」という。)を職員給与条例第6条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて別表第7の2に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。</p> <p>2～9 略</p> <p>(一般職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第35条 特定職員以外の職員(人事委員会が定める職員を除く。以下「一般職員」という。)を職員給与条例第6条第5項及び市町村立学校職員給与条例第5条第5項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数は、当該一般職員の昇給区分に応じて別表第7の3に定める一般職員昇給号給数表に定める号給数とする。</p> <p>2及び3 略</p>
降格した日の前日に受けていた号給		降格後の号給																																																																																																																																																																																																																																																	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																																																																																																																																																																																											
1	33	17	17	9	9	13	13	17																																																																																																																																																																																																																																											
2	33	18	18	10	10	14	14	18																																																																																																																																																																																																																																											
3	33	19	19	11	11	15	15	19																																																																																																																																																																																																																																											
4	34	20	20	12	12	16	16	20																																																																																																																																																																																																																																											
5	35	21	21	13	13	17	17	21																																																																																																																																																																																																																																											
6	36	22	22	14	14	18	18	22																																																																																																																																																																																																																																											
7	37	23	23	15	15	19	19	23																																																																																																																																																																																																																																											
8	39	24	24	16	16	20	20	24																																																																																																																																																																																																																																											
9	40	25	25	17	17	21	21	25																																																																																																																																																																																																																																											
10	42	26	26	18	18	22	22	26																																																																																																																																																																																																																																											
11	43	27	27	19	19	23	23	27																																																																																																																																																																																																																																											
12	44	28	28	20	20	24	24	28																																																																																																																																																																																																																																											
13	45	29	29	21	21	25	25	33																																																																																																																																																																																																																																											
14	46	30	30	22	22	26	26	38																																																																																																																																																																																																																																											
15	47	31	31	23	23	27	27	43																																																																																																																																																																																																																																											
16	48	32	32	24	24	28	28	45																																																																																																																																																																																																																																											
17	49	33	33	25	25	29	29	45																																																																																																																																																																																																																																											
18	50	34	34	26	26	30	30	45																																																																																																																																																																																																																																											
19	51	35	35	27	27	31	31	45																																																																																																																																																																																																																																											
20	52	36	36	28	28	32	32	45																																																																																																																																																																																																																																											
21	53	37	37	29	29	34	33	45																																																																																																																																																																																																																																											
22	54	38	38	30	30	36	34	45																																																																																																																																																																																																																																											
23	55	39	39	31	31	38	35	45																																																																																																																																																																																																																																											
24	56	40	40	32	32	40	36	45																																																																																																																																																																																																																																											
25	59	41	41	33	33	42	38	45																																																																																																																																																																																																																																											



<u>26</u>	<u>62</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>45</u>
<u>27</u>	<u>65</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>45</u>
<u>28</u>	<u>68</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>48</u>	<u>47</u>	<u>45</u>
<u>29</u>	<u>70</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>45</u>
<u>30</u>	<u>72</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>56</u>	<u>57</u>	<u>45</u>
<u>31</u>	<u>74</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>67</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>32</u>	<u>76</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>80</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>33</u>	<u>78</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>82</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>34</u>	<u>80</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>84</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>35</u>	<u>82</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>36</u>	<u>84</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>37</u>	<u>86</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>38</u>	<u>88</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>39</u>	<u>90</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>40</u>	<u>92</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>41</u>	<u>93</u>	<u>58</u>	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	<u>45</u>
<u>42</u>	<u>93</u>	<u>60</u>	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>52</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	
<u>43</u>	<u>93</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>54</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	
<u>44</u>	<u>93</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>56</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	
<u>45</u>	<u>93</u>	<u>66</u>	<u>63</u>	<u>53</u>	<u>58</u>	<u>85</u>	<u>61</u>	
<u>46</u>	<u>93</u>	<u>68</u>	<u>66</u>	<u>54</u>	<u>60</u>	<u>85</u>		
<u>47</u>	<u>93</u>	<u>70</u>	<u>69</u>	<u>55</u>	<u>62</u>	<u>85</u>		
<u>48</u>	<u>93</u>	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>85</u>		
<u>49</u>	<u>93</u>	<u>76</u>	<u>75</u>	<u>57</u>	<u>66</u>	<u>85</u>		
<u>50</u>	<u>93</u>	<u>80</u>	<u>78</u>	<u>58</u>	<u>76</u>	<u>85</u>		
<u>51</u>	<u>93</u>	<u>84</u>	<u>81</u>	<u>59</u>	<u>88</u>	<u>85</u>		
<u>52</u>	<u>93</u>	<u>88</u>	<u>84</u>	<u>60</u>	<u>92</u>	<u>85</u>		
<u>53</u>	<u>93</u>	<u>93</u>	<u>88</u>	<u>61</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>54</u>	<u>93</u>	<u>98</u>	<u>92</u>	<u>62</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>55</u>	<u>93</u>	<u>103</u>	<u>97</u>	<u>63</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>56</u>	<u>93</u>	<u>109</u>	<u>102</u>	<u>64</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>57</u>	<u>93</u>	<u>115</u>	<u>107</u>	<u>65</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>58</u>	<u>93</u>	<u>121</u>	<u>112</u>	<u>66</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>59</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>67</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>60</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>68</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>61</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>69</u>	<u>93</u>	<u>85</u>		
<u>62</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>70</u>	<u>93</u>			
<u>63</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>71</u>	<u>93</u>			
<u>64</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>72</u>	<u>93</u>			
<u>65</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>73</u>	<u>93</u>			
<u>66</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>74</u>	<u>93</u>			
<u>67</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>75</u>	<u>93</u>			
<u>68</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>80</u>	<u>93</u>			
<u>69</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>85</u>	<u>93</u>			
<u>70</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>88</u>	<u>93</u>			
<u>71</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>89</u>	<u>93</u>			
<u>72</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>90</u>	<u>93</u>			
<u>73</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>91</u>	<u>93</u>			
<u>74</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>92</u>	<u>93</u>			
<u>75</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>76</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>77</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>78</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>79</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>80</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			

<u>81</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>82</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>83</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>84</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>85</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>			
<u>86</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>				
<u>87</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>				
<u>88</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>				
<u>89</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>				
<u>90</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>				
<u>91</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>				
<u>92</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>				
<u>93</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>				
<u>94</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>95</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>96</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>97</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>98</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>99</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>100</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>101</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>102</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>103</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>104</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>105</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>106</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>107</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>108</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>109</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>110</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>111</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>112</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>113</u>	<u>93</u>	<u>125</u>						
<u>114</u>	<u>93</u>							
<u>115</u>	<u>93</u>							
<u>116</u>	<u>93</u>							
<u>117</u>	<u>93</u>							
<u>118</u>	<u>93</u>							
<u>119</u>	<u>93</u>							
<u>120</u>	<u>93</u>							
<u>121</u>	<u>93</u>							
<u>122</u>	<u>93</u>							
<u>123</u>	<u>93</u>							
<u>124</u>	<u>93</u>							
<u>125</u>	<u>93</u>							

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
<u>1</u>	<u>9</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>25</u>	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>13</u>	<u>13</u>
<u>2</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>18</u>	<u>26</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>14</u>	<u>14</u>
<u>3</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>27</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
<u>4</u>	<u>11</u>	<u>14</u>	<u>20</u>	<u>28</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	<u>16</u>	<u>16</u>
<u>5</u>	<u>12</u>	<u>15</u>	<u>21</u>	<u>29</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>17</u>
<u>6</u>	<u>13</u>	<u>16</u>	<u>22</u>	<u>30</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>18</u>
<u>7</u>	<u>14</u>	<u>17</u>	<u>23</u>	<u>31</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>19</u>

<u>8</u>	<u>15</u>	<u>18</u>	<u>24</u>	<u>32</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
<u>9</u>	<u>16</u>	<u>19</u>	<u>25</u>	<u>33</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
<u>10</u>	<u>17</u>	<u>20</u>	<u>26</u>	<u>34</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>22</u>	<u>22</u>
<u>11</u>	<u>18</u>	<u>21</u>	<u>27</u>	<u>35</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>23</u>	<u>23</u>
<u>12</u>	<u>19</u>	<u>22</u>	<u>28</u>	<u>36</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>24</u>
<u>13</u>	<u>20</u>	<u>23</u>	<u>29</u>	<u>37</u>	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>25</u>
<u>14</u>	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>30</u>	<u>38</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>26</u>	<u>26</u>
<u>15</u>	<u>22</u>	<u>26</u>	<u>31</u>	<u>39</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>27</u>	<u>27</u>
<u>16</u>	<u>23</u>	<u>27</u>	<u>32</u>	<u>40</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>28</u>	<u>28</u>
<u>17</u>	<u>24</u>	<u>28</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>29</u>
<u>18</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>34</u>	<u>42</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>30</u>
<u>19</u>	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>35</u>	<u>43</u>	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>31</u>	<u>31</u>
<u>20</u>	<u>27</u>	<u>31</u>	<u>36</u>	<u>44</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	<u>32</u>
<u>21</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	<u>37</u>	<u>45</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>33</u>
<u>22</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>38</u>	<u>46</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>34</u>	<u>34</u>
<u>23</u>	<u>30</u>	<u>35</u>	<u>39</u>	<u>47</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>35</u>	<u>35</u>
<u>24</u>	<u>31</u>	<u>36</u>	<u>40</u>	<u>48</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>36</u>	<u>36</u>
<u>25</u>	<u>32</u>	<u>37</u>	<u>41</u>	<u>49</u>	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>37</u>	<u>37</u>
<u>26</u>	<u>33</u>	<u>38</u>	<u>42</u>	<u>50</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>38</u>	<u>38</u>
<u>27</u>	<u>34</u>	<u>39</u>	<u>43</u>	<u>51</u>	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>39</u>	<u>39</u>
<u>28</u>	<u>35</u>	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>52</u>	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>40</u>	<u>40</u>
<u>29</u>	<u>37</u>	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>53</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>41</u>	<u>43</u>
<u>30</u>	<u>37</u>	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>54</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>42</u>	<u>49</u>
<u>31</u>	<u>38</u>	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>55</u>	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>43</u>	<u>55</u>
<u>32</u>	<u>39</u>	<u>44</u>	<u>48</u>	<u>56</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>61</u>
<u>33</u>	<u>40</u>	<u>45</u>	<u>49</u>	<u>57</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>61</u>
<u>34</u>	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>61</u>
<u>35</u>	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>51</u>	<u>59</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>61</u>
<u>36</u>	<u>44</u>	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>60</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>48</u>	<u>61</u>
<u>37</u>	<u>45</u>	<u>49</u>	<u>53</u>	<u>61</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>49</u>	<u>61</u>
<u>38</u>	<u>46</u>	<u>50</u>	<u>54</u>	<u>62</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>50</u>	<u>61</u>
<u>39</u>	<u>47</u>	<u>51</u>	<u>55</u>	<u>63</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>51</u>	<u>61</u>
<u>40</u>	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>61</u>
<u>41</u>	<u>49</u>	<u>53</u>	<u>57</u>	<u>65</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>54</u>	<u>61</u>
<u>42</u>	<u>50</u>	<u>54</u>	<u>58</u>	<u>66</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>56</u>	<u>61</u>
<u>43</u>	<u>51</u>	<u>55</u>	<u>59</u>	<u>67</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>58</u>	<u>61</u>
<u>44</u>	<u>52</u>	<u>56</u>	<u>60</u>	<u>68</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>68</u>	<u>61</u>
<u>45</u>	<u>53</u>	<u>57</u>	<u>61</u>	<u>70</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>79</u>	<u>61</u>
<u>46</u>	<u>54</u>	<u>58</u>	<u>62</u>	<u>72</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>82</u>	
<u>47</u>	<u>55</u>	<u>59</u>	<u>63</u>	<u>74</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>85</u>	
<u>48</u>	<u>56</u>	<u>60</u>	<u>64</u>	<u>76</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>85</u>	
<u>49</u>	<u>57</u>	<u>61</u>	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>57</u>	<u>59</u>	<u>85</u>	
<u>50</u>	<u>58</u>	<u>61</u>	<u>66</u>	<u>78</u>	<u>58</u>	<u>62</u>	<u>85</u>	
<u>51</u>	<u>59</u>	<u>63</u>	<u>67</u>	<u>79</u>	<u>59</u>	<u>65</u>	<u>85</u>	
<u>52</u>	<u>60</u>	<u>64</u>	<u>68</u>	<u>80</u>	<u>60</u>	<u>75</u>	<u>85</u>	
<u>53</u>	<u>61</u>	<u>65</u>	<u>69</u>	<u>81</u>	<u>61</u>	<u>87</u>	<u>85</u>	
<u>54</u>	<u>62</u>	<u>66</u>	<u>70</u>	<u>82</u>	<u>62</u>	<u>90</u>	<u>85</u>	
<u>55</u>	<u>63</u>	<u>67</u>	<u>71</u>	<u>83</u>	<u>63</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>56</u>	<u>64</u>	<u>68</u>	<u>72</u>	<u>84</u>	<u>64</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>57</u>	<u>65</u>	<u>69</u>	<u>73</u>	<u>86</u>	<u>65</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>58</u>	<u>66</u>	<u>70</u>	<u>74</u>	<u>88</u>	<u>66</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>59</u>	<u>67</u>	<u>71</u>	<u>75</u>	<u>90</u>	<u>67</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>60</u>	<u>68</u>	<u>72</u>	<u>76</u>	<u>92</u>	<u>68</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>61</u>	<u>69</u>	<u>73</u>	<u>77</u>	<u>95</u>	<u>69</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>62</u>	<u>70</u>	<u>74</u>	<u>78</u>	<u>98</u>	<u>70</u>	<u>93</u>		

63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	86	89	97	125	87	93		
78	88	90	98	125	88	93		
79	90	91	99	125	89	93		
80	92	92	100	125	90	93		
81	93	93	101	125	91	93		
82	94	94	102	125	92	93		
83	95	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					

118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ウ 海事職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	17	21	17	17
2	18	22	18	18
3	19	23	19	19
4	20	24	20	20
5	21	26	21	22
6	22	27	22	24
7	23	29	23	26
8	24	31	24	28
9	25	33	25	29
10	26	35	26	30
11	27	38	27	31
12	28	40	28	32
13	29	42	30	34
14	30	44	32	36
15	31	46	34	38
16	32	48	36	40
17	33	53	39	41
18	34	58	42	42
19	35	63	45	43
20	36	68	48	44
21	38	69	50	46
22	40	69	52	48
23	42	69	54	50
24	44	69	56	52

<u>25</u>	<u>46</u>	<u>69</u>	<u>57</u>	<u>54</u>
<u>26</u>	<u>48</u>	<u>69</u>	<u>58</u>	<u>56</u>
<u>27</u>	<u>50</u>	<u>69</u>	<u>59</u>	<u>58</u>
<u>28</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>60</u>	<u>60</u>
<u>29</u>	<u>53</u>	<u>69</u>	<u>62</u>	<u>63</u>
<u>30</u>	<u>54</u>	<u>69</u>	<u>64</u>	<u>66</u>
<u>31</u>	<u>55</u>	<u>69</u>	<u>66</u>	<u>69</u>
<u>32</u>	<u>56</u>	<u>69</u>	<u>68</u>	<u>72</u>
<u>33</u>	<u>57</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>77</u>
<u>34</u>	<u>58</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>82</u>
<u>35</u>	<u>59</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>88</u>
<u>36</u>	<u>60</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>93</u>
<u>37</u>	<u>61</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>97</u>
<u>38</u>	<u>62</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>100</u>
<u>39</u>	<u>63</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>40</u>	<u>64</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>41</u>	<u>65</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>42</u>	<u>66</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>43</u>	<u>67</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>44</u>	<u>68</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>45</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>46</u>	<u>70</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>47</u>	<u>71</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>48</u>	<u>72</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>49</u>	<u>75</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>50</u>	<u>78</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>51</u>	<u>81</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>52</u>	<u>84</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>53</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>54</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>55</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>56</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>57</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>58</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>59</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>60</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>61</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>62</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>63</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>64</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>65</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>66</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>67</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>68</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>69</u>	<u>85</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>70</u>			<u>69</u>	<u>101</u>
<u>71</u>			<u>69</u>	<u>101</u>
<u>72</u>			<u>69</u>	<u>101</u>
<u>73</u>			<u>69</u>	<u>101</u>
<u>74</u>			<u>69</u>	<u>101</u>
<u>75</u>			<u>69</u>	<u>101</u>
<u>76</u>			<u>69</u>	<u>101</u>
<u>77</u>			<u>69</u>	<u>101</u>
<u>78</u>			<u>69</u>	<u>101</u>
<u>79</u>			<u>69</u>	<u>101</u>

80			69	101
81			69	101
82			69	101
83			69	101
84			69	101
85			69	101
86			69	101
87			69	101
88			69	101
89			69	101
90			69	
91			69	
92			69	
93			69	
94			69	
95			69	
96			69	
97			69	
98			69	
99			69	
100			69	
101			69	

エ 教育職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級		3 級
		特 2 級から	3 級から	
1	21	25	53	41
2	22	26	54	42
3	23	27	55	43
4	24	28	56	44
5	25	29	57	45
6	26	30	58	46
7	27	31	59	47
8	28	32	60	48
9	29	33	61	49
10	30	34	62	50
11	31	35	63	51
12	32	36	64	52
13	33	37	65	53
14	34	38	66	54
15	35	39	67	55
16	36	40	68	56
17	37	41	69	57
18	38	42	70	58
19	39	43	71	59
20	40	44	72	60
21	41	45	73	61
22	42	46	74	62
23	43	47	75	63
24	44	48	76	64
25	45	49	77	66
26	46	50	78	68
27	47	51	79	70
28	48	52	80	72
29	50	53	81	74

<u>30</u>	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>82</u>	<u>76</u>
<u>31</u>	<u>54</u>	<u>55</u>	<u>83</u>	<u>77</u>
<u>32</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>77</u>
<u>33</u>	<u>59</u>	<u>57</u>	<u>85</u>	<u>77</u>
<u>34</u>	<u>62</u>	<u>58</u>	<u>86</u>	<u>77</u>
<u>35</u>	<u>65</u>	<u>59</u>	<u>87</u>	<u>77</u>
<u>36</u>	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>88</u>	<u>77</u>
<u>37</u>	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>89</u>	<u>77</u>
<u>38</u>	<u>70</u>	<u>62</u>	<u>90</u>	
<u>39</u>	<u>71</u>	<u>63</u>	<u>91</u>	
<u>40</u>	<u>72</u>	<u>64</u>	<u>92</u>	
<u>41</u>	<u>74</u>	<u>65</u>	<u>93</u>	
<u>42</u>	<u>76</u>	<u>66</u>	<u>94</u>	
<u>43</u>	<u>78</u>	<u>67</u>	<u>95</u>	
<u>44</u>	<u>80</u>	<u>68</u>	<u>96</u>	
<u>45</u>	<u>82</u>	<u>69</u>	<u>97</u>	
<u>46</u>	<u>84</u>	<u>70</u>	<u>98</u>	
<u>47</u>	<u>86</u>	<u>71</u>	<u>99</u>	
<u>48</u>	<u>88</u>	<u>72</u>	<u>100</u>	
<u>49</u>	<u>90</u>	<u>73</u>	<u>102</u>	
<u>50</u>	<u>92</u>	<u>74</u>	<u>104</u>	
<u>51</u>	<u>94</u>	<u>75</u>	<u>106</u>	
<u>52</u>	<u>96</u>	<u>76</u>	<u>108</u>	
<u>53</u>	<u>98</u>	<u>77</u>	<u>110</u>	
<u>54</u>	<u>100</u>	<u>78</u>	<u>112</u>	
<u>55</u>	<u>102</u>	<u>79</u>	<u>114</u>	
<u>56</u>	<u>104</u>	<u>80</u>	<u>116</u>	
<u>57</u>	<u>107</u>	<u>81</u>	<u>123</u>	
<u>58</u>	<u>110</u>	<u>82</u>	<u>130</u>	
<u>59</u>	<u>113</u>	<u>83</u>	<u>142</u>	
<u>60</u>	<u>116</u>	<u>84</u>	<u>145</u>	
<u>61</u>	<u>121</u>	<u>85</u>	<u>145</u>	
<u>62</u>	<u>126</u>	<u>86</u>	<u>145</u>	
<u>63</u>	<u>131</u>	<u>87</u>	<u>145</u>	
<u>64</u>	<u>136</u>	<u>88</u>	<u>145</u>	
<u>65</u>	<u>141</u>	<u>89</u>	<u>145</u>	
<u>66</u>	<u>146</u>	<u>90</u>	<u>145</u>	
<u>67</u>	<u>151</u>	<u>91</u>	<u>145</u>	
<u>68</u>	<u>153</u>	<u>92</u>	<u>145</u>	
<u>69</u>	<u>153</u>	<u>93</u>	<u>145</u>	
<u>70</u>	<u>153</u>	<u>94</u>	<u>145</u>	
<u>71</u>	<u>153</u>	<u>95</u>	<u>145</u>	
<u>72</u>	<u>153</u>	<u>96</u>	<u>145</u>	
<u>73</u>	<u>153</u>	<u>97</u>	<u>145</u>	
<u>74</u>	<u>153</u>	<u>98</u>	<u>145</u>	
<u>75</u>	<u>153</u>	<u>99</u>	<u>145</u>	
<u>76</u>	<u>153</u>	<u>100</u>	<u>145</u>	
<u>77</u>	<u>153</u>	<u>101</u>	<u>145</u>	
<u>78</u>	<u>153</u>	<u>102</u>		
<u>79</u>	<u>153</u>	<u>103</u>		
<u>80</u>	<u>153</u>	<u>104</u>		
<u>81</u>	<u>153</u>	<u>106</u>		
<u>82</u>	<u>153</u>	<u>108</u>		
<u>83</u>	<u>153</u>	<u>110</u>		
<u>84</u>	<u>153</u>	<u>112</u>		



<u>85</u>	<u>153</u>	<u>114</u>		
<u>86</u>	<u>153</u>	<u>116</u>		
<u>87</u>	<u>153</u>	<u>118</u>		
<u>88</u>	<u>153</u>	<u>120</u>		
<u>89</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>90</u>	<u>153</u>	<u>130</u>		
<u>91</u>	<u>153</u>	<u>135</u>		
<u>92</u>	<u>153</u>	<u>140</u>		
<u>93</u>	<u>153</u>	<u>142</u>		
<u>94</u>	<u>153</u>	<u>144</u>		
<u>95</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>96</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>97</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>98</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>99</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>100</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>101</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>102</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>103</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>104</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>105</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>106</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>107</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>108</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>109</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>110</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>111</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>112</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>113</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>114</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>115</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>116</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>117</u>	<u>153</u>	<u>145</u>		
<u>118</u>	<u>153</u>			
<u>119</u>	<u>153</u>			
<u>120</u>	<u>153</u>			
<u>121</u>	<u>153</u>			
<u>122</u>	<u>153</u>			
<u>123</u>	<u>153</u>			
<u>124</u>	<u>153</u>			
<u>125</u>	<u>153</u>			
<u>126</u>	<u>153</u>			
<u>127</u>	<u>153</u>			
<u>128</u>	<u>153</u>			
<u>129</u>	<u>153</u>			
<u>130</u>	<u>153</u>			
<u>131</u>	<u>153</u>			
<u>132</u>	<u>153</u>			
<u>133</u>	<u>153</u>			
<u>134</u>	<u>153</u>			
<u>135</u>	<u>153</u>			
<u>136</u>	<u>153</u>			
<u>137</u>	<u>153</u>			
<u>138</u>	<u>153</u>			
<u>139</u>	<u>153</u>			

140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

備考 3級から特2級への降格の場合の対応号給は、人事委員会が別に定める。

オ 教育職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級		3級
		特2級から	3級から	
1	9	37	49	57
2	10	38	50	58
3	10	39	51	59
4	11	40	52	60
5	12	41	53	61
6	13	42	54	62
7	14	43	55	63
8	15	44	56	64
9	16	45	57	65
10	17	46	58	66
11	18	47	59	67
12	19	48	60	68
13	20	49	61	69
14	21	50	62	70
15	23	51	63	71
16	24	52	64	72
17	25	53	65	73
18	26	54	66	74
19	27	55	67	75
20	28	56	68	80
21	29	57	69	85
22	30	58	70	90
23	31	59	71	93
24	32	60	72	93
25	33	61	73	93
26	34	62	74	93
27	35	63	75	93
28	36	64	76	93
29	37	65	77	93
30	38	66	78	93
31	39	67	79	93
32	40	68	80	93
33	41	69	81	93
34	42	70	82	93
35	43	71	83	93
36	44	72	84	93
37	45	73	85	93
38	46	74	86	
39	47	75	87	
40	48	76	88	
41	51	77	89	
42	54	78	90	
43	57	79	91	

<u>44</u>	<u>60</u>	<u>80</u>	<u>92</u>	
<u>45</u>	<u>62</u>	<u>81</u>	<u>93</u>	
<u>46</u>	<u>64</u>	<u>82</u>	<u>94</u>	
<u>47</u>	<u>66</u>	<u>83</u>	<u>95</u>	
<u>48</u>	<u>68</u>	<u>84</u>	<u>96</u>	
<u>49</u>	<u>70</u>	<u>85</u>	<u>97</u>	
<u>50</u>	<u>72</u>	<u>86</u>	<u>98</u>	
<u>51</u>	<u>74</u>	<u>87</u>	<u>99</u>	
<u>52</u>	<u>76</u>	<u>88</u>	<u>100</u>	
<u>53</u>	<u>78</u>	<u>89</u>	<u>101</u>	
<u>54</u>	<u>80</u>	<u>90</u>	<u>102</u>	
<u>55</u>	<u>82</u>	<u>91</u>	<u>103</u>	
<u>56</u>	<u>84</u>	<u>92</u>	<u>104</u>	
<u>57</u>	<u>85</u>	<u>93</u>	<u>105</u>	
<u>58</u>	<u>86</u>	<u>94</u>	<u>106</u>	
<u>59</u>	<u>87</u>	<u>95</u>	<u>107</u>	
<u>60</u>	<u>88</u>	<u>96</u>	<u>108</u>	
<u>61</u>	<u>91</u>	<u>97</u>	<u>110</u>	
<u>62</u>	<u>94</u>	<u>98</u>	<u>112</u>	
<u>63</u>	<u>97</u>	<u>99</u>	<u>114</u>	
<u>64</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>116</u>	
<u>65</u>	<u>107</u>	<u>101</u>	<u>117</u>	
<u>66</u>	<u>114</u>	<u>102</u>	<u>118</u>	
<u>67</u>	<u>121</u>	<u>103</u>	<u>119</u>	
<u>68</u>	<u>125</u>	<u>104</u>	<u>120</u>	
<u>69</u>	<u>125</u>	<u>105</u>	<u>122</u>	
<u>70</u>	<u>125</u>	<u>106</u>	<u>124</u>	
<u>71</u>	<u>125</u>	<u>107</u>	<u>126</u>	
<u>72</u>	<u>125</u>	<u>108</u>	<u>128</u>	
<u>73</u>	<u>125</u>	<u>109</u>	<u>130</u>	
<u>74</u>	<u>125</u>	<u>110</u>	<u>150</u>	
<u>75</u>	<u>125</u>	<u>111</u>	<u>155</u>	
<u>76</u>	<u>125</u>	<u>112</u>	<u>157</u>	
<u>77</u>	<u>125</u>	<u>114</u>	<u>157</u>	
<u>78</u>	<u>125</u>	<u>116</u>	<u>157</u>	
<u>79</u>	<u>125</u>	<u>118</u>	<u>157</u>	
<u>80</u>	<u>125</u>	<u>120</u>	<u>157</u>	
<u>81</u>	<u>125</u>	<u>121</u>	<u>157</u>	
<u>82</u>	<u>125</u>	<u>122</u>	<u>157</u>	
<u>83</u>	<u>125</u>	<u>123</u>	<u>157</u>	
<u>84</u>	<u>125</u>	<u>124</u>	<u>157</u>	
<u>85</u>	<u>125</u>	<u>125</u>	<u>157</u>	
<u>86</u>	<u>125</u>	<u>126</u>	<u>157</u>	
<u>87</u>	<u>125</u>	<u>127</u>	<u>157</u>	
<u>88</u>	<u>125</u>	<u>128</u>	<u>157</u>	
<u>89</u>	<u>125</u>	<u>130</u>	<u>157</u>	
<u>90</u>	<u>125</u>	<u>134</u>	<u>157</u>	
<u>91</u>	<u>125</u>	<u>138</u>	<u>157</u>	
<u>92</u>	<u>125</u>	<u>142</u>	<u>157</u>	
<u>93</u>	<u>125</u>	<u>146</u>	<u>157</u>	
<u>94</u>	<u>125</u>	<u>150</u>		
<u>95</u>	<u>125</u>	<u>153</u>		
<u>96</u>	<u>125</u>	<u>156</u>		
<u>97</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>98</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		

<u>99</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>100</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>101</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>102</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>103</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>104</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>105</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>106</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>107</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>108</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>109</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>110</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>111</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>112</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>113</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>114</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>115</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>116</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>117</u>	<u>125</u>	<u>157</u>		
<u>118</u>	<u>125</u>			
<u>119</u>	<u>125</u>			
<u>120</u>	<u>125</u>			
<u>121</u>	<u>125</u>			
<u>122</u>	<u>125</u>			
<u>123</u>	<u>125</u>			
<u>124</u>	<u>125</u>			
<u>125</u>	<u>125</u>			
<u>126</u>	<u>125</u>			
<u>127</u>	<u>125</u>			
<u>128</u>	<u>125</u>			
<u>129</u>	<u>125</u>			
<u>130</u>	<u>125</u>			
<u>131</u>	<u>125</u>			
<u>132</u>	<u>125</u>			
<u>133</u>	<u>125</u>			
<u>134</u>	<u>125</u>			
<u>135</u>	<u>125</u>			
<u>136</u>	<u>125</u>			
<u>137</u>	<u>125</u>			
<u>138</u>	<u>125</u>			
<u>139</u>	<u>125</u>			
<u>140</u>	<u>125</u>			
<u>141</u>	<u>125</u>			
<u>142</u>	<u>125</u>			
<u>143</u>	<u>125</u>			
<u>144</u>	<u>125</u>			
<u>145</u>	<u>125</u>			
<u>146</u>	<u>125</u>			
<u>147</u>	<u>125</u>			
<u>148</u>	<u>125</u>			
<u>149</u>	<u>125</u>			
<u>150</u>	<u>125</u>			
<u>151</u>	<u>125</u>			
<u>152</u>	<u>125</u>			
<u>153</u>	<u>125</u>			

154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

備考 3級から特2級への降格の場合の対応号給は、人事委員会が別に定める。

カ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	59	37	46
22	48	62	38	48
23	50	65	39	50
24	52	68	40	52
25	54	70	41	54
26	56	72	42	58
27	58	74	43	61
28	60	76	44	64
29	62	77	46	67
30	64	78	48	70
31	66	79	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73
36	76	96	56	73
37	78	99	58	73
38	80	102	60	73
39	82	106	62	73
40	84	110	64	73
41	86	115	67	73
42	88	120	70	73
43	90	121	74	73
44	92	121	78	73
45	93	121	82	73
46	94	121	86	73

<u>47</u>	<u>95</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>48</u>	<u>96</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>49</u>	<u>97</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>50</u>	<u>98</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>51</u>	<u>99</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>52</u>	<u>100</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>53</u>	<u>102</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>54</u>	<u>104</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>55</u>	<u>106</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>56</u>	<u>108</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>57</u>	<u>111</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>58</u>	<u>114</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>59</u>	<u>117</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>60</u>	<u>120</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>61</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>62</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>63</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>64</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>65</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>66</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>67</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>68</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>69</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>70</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>71</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>72</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>73</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>89</u>	<u>73</u>
<u>74</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>75</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>76</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>77</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>78</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>79</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>80</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>81</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>82</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>83</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>84</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>85</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>86</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>87</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>88</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>89</u>	<u>121</u>	<u>121</u>		
<u>90</u>	<u>121</u>			
<u>91</u>	<u>121</u>			
<u>92</u>	<u>121</u>			
<u>93</u>	<u>121</u>			
<u>94</u>	<u>121</u>			
<u>95</u>	<u>121</u>			
<u>96</u>	<u>121</u>			
<u>97</u>	<u>121</u>			
<u>98</u>	<u>121</u>			
<u>99</u>	<u>121</u>			
<u>100</u>	<u>121</u>			
<u>101</u>	<u>121</u>			

102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

キ 医療職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	52	43	51
28	56	44	52
29	59	45	53
30	62	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56

<u>33</u>	<u>65</u>	<u>49</u>	<u>57</u>
<u>34</u>	<u>65</u>	<u>50</u>	<u>58</u>
<u>35</u>	<u>65</u>	<u>51</u>	<u>59</u>
<u>36</u>	<u>65</u>	<u>52</u>	<u>60</u>
<u>37</u>	<u>65</u>	<u>54</u>	<u>62</u>
<u>38</u>	<u>65</u>	<u>56</u>	<u>64</u>
<u>39</u>	<u>65</u>	<u>58</u>	<u>66</u>
<u>40</u>	<u>65</u>	<u>60</u>	<u>68</u>
<u>41</u>	<u>65</u>	<u>62</u>	<u>70</u>
<u>42</u>	<u>65</u>	<u>64</u>	<u>74</u>
<u>43</u>	<u>65</u>	<u>66</u>	<u>78</u>
<u>44</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	<u>82</u>
<u>45</u>	<u>65</u>	<u>71</u>	<u>86</u>
<u>46</u>	<u>65</u>	<u>74</u>	<u>88</u>
<u>47</u>	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>89</u>
<u>48</u>	<u>65</u>	<u>82</u>	<u>89</u>
<u>49</u>	<u>65</u>	<u>87</u>	<u>89</u>
<u>50</u>	<u>65</u>	<u>92</u>	<u>89</u>
<u>51</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>52</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>53</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>54</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>55</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>56</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>57</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>58</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>59</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>60</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>61</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>62</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>63</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>64</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>65</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	<u>89</u>
<u>66</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>67</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>68</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>69</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>70</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>71</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>72</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>73</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>74</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>75</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>76</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>77</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>78</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>79</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>80</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>81</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>82</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>83</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>84</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>85</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>86</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	
<u>87</u>	<u>65</u>	<u>97</u>	



88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ク 医療職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	58	49	45	50	50	65
34	60	50	46	52	52	65
35	62	51	47	54	54	65
36	64	52	48	56	56	65
37	66	53	49	57	59	65
38	68	54	50	58	62	65
39	70	55	51	59	65	65
40	72	56	52	60	69	65
41	74	57	53	63	73	65
42	76	58	54	66	77	65

43	78	59	55	69	81	65
44	80	60	56	72	85	65
45	82	61	57	76	85	65
46	84	62	58	80	85	65
47	85	63	59	84	85	65
48	85	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			

<u>98</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>			
<u>99</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>			
<u>100</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>			
<u>101</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>			
<u>102</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>			
<u>103</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>			
<u>104</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>			
<u>105</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>			
<u>106</u>		<u>105</u>				
<u>107</u>		<u>105</u>				
<u>108</u>		<u>105</u>				
<u>109</u>		<u>105</u>				
<u>110</u>		<u>105</u>				
<u>111</u>		<u>105</u>				
<u>112</u>		<u>105</u>				
<u>113</u>		<u>105</u>				

ケ 医療職給料表（三）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
<u>1</u>	<u>17</u>	<u>25</u>	<u>13</u>	<u>17</u>	<u>21</u>
<u>2</u>	<u>17</u>	<u>26</u>	<u>14</u>	<u>18</u>	<u>22</u>
<u>3</u>	<u>17</u>	<u>27</u>	<u>15</u>	<u>19</u>	<u>23</u>
<u>4</u>	<u>18</u>	<u>28</u>	<u>16</u>	<u>20</u>	<u>24</u>
<u>5</u>	<u>19</u>	<u>29</u>	<u>17</u>	<u>21</u>	<u>25</u>
<u>6</u>	<u>20</u>	<u>30</u>	<u>18</u>	<u>22</u>	<u>26</u>
<u>7</u>	<u>21</u>	<u>31</u>	<u>19</u>	<u>23</u>	<u>27</u>
<u>8</u>	<u>22</u>	<u>32</u>	<u>20</u>	<u>24</u>	<u>28</u>
<u>9</u>	<u>23</u>	<u>33</u>	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>29</u>
<u>10</u>	<u>25</u>	<u>34</u>	<u>22</u>	<u>26</u>	<u>30</u>
<u>11</u>	<u>26</u>	<u>35</u>	<u>23</u>	<u>27</u>	<u>31</u>
<u>12</u>	<u>27</u>	<u>36</u>	<u>24</u>	<u>28</u>	<u>32</u>
<u>13</u>	<u>28</u>	<u>37</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>33</u>
<u>14</u>	<u>29</u>	<u>38</u>	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>34</u>
<u>15</u>	<u>31</u>	<u>39</u>	<u>27</u>	<u>31</u>	<u>35</u>
<u>16</u>	<u>32</u>	<u>40</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	<u>36</u>
<u>17</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>37</u>
<u>18</u>	<u>34</u>	<u>42</u>	<u>30</u>	<u>34</u>	<u>38</u>
<u>19</u>	<u>35</u>	<u>43</u>	<u>31</u>	<u>35</u>	<u>39</u>
<u>20</u>	<u>36</u>	<u>44</u>	<u>32</u>	<u>36</u>	<u>40</u>
<u>21</u>	<u>37</u>	<u>45</u>	<u>33</u>	<u>37</u>	<u>41</u>
<u>22</u>	<u>38</u>	<u>46</u>	<u>34</u>	<u>38</u>	<u>42</u>
<u>23</u>	<u>39</u>	<u>47</u>	<u>35</u>	<u>39</u>	<u>43</u>
<u>24</u>	<u>40</u>	<u>48</u>	<u>36</u>	<u>40</u>	<u>44</u>
<u>25</u>	<u>41</u>	<u>49</u>	<u>37</u>	<u>41</u>	<u>45</u>
<u>26</u>	<u>42</u>	<u>50</u>	<u>38</u>	<u>42</u>	<u>46</u>
<u>27</u>	<u>43</u>	<u>51</u>	<u>39</u>	<u>43</u>	<u>47</u>
<u>28</u>	<u>44</u>	<u>52</u>	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>48</u>
<u>29</u>	<u>45</u>	<u>53</u>	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>50</u>
<u>30</u>	<u>46</u>	<u>54</u>	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>52</u>
<u>31</u>	<u>47</u>	<u>55</u>	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>54</u>
<u>32</u>	<u>48</u>	<u>56</u>	<u>44</u>	<u>48</u>	<u>56</u>
<u>33</u>	<u>49</u>	<u>57</u>	<u>45</u>	<u>49</u>	<u>58</u>
<u>34</u>	<u>50</u>	<u>58</u>	<u>46</u>	<u>50</u>	<u>60</u>
<u>35</u>	<u>51</u>	<u>59</u>	<u>47</u>	<u>51</u>	<u>62</u>
<u>36</u>	<u>52</u>	<u>60</u>	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>64</u>

<u>37</u>	<u>53</u>	<u>61</u>	<u>49</u>	<u>53</u>	<u>66</u>
<u>38</u>	<u>54</u>	<u>62</u>	<u>50</u>	<u>54</u>	<u>68</u>
<u>39</u>	<u>55</u>	<u>63</u>	<u>51</u>	<u>55</u>	<u>70</u>
<u>40</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>52</u>	<u>56</u>	<u>72</u>
<u>41</u>	<u>57</u>	<u>65</u>	<u>53</u>	<u>57</u>	<u>78</u>
<u>42</u>	<u>58</u>	<u>66</u>	<u>54</u>	<u>58</u>	<u>84</u>
<u>43</u>	<u>59</u>	<u>67</u>	<u>55</u>	<u>59</u>	<u>90</u>
<u>44</u>	<u>60</u>	<u>68</u>	<u>56</u>	<u>60</u>	<u>93</u>
<u>45</u>	<u>61</u>	<u>69</u>	<u>57</u>	<u>61</u>	<u>93</u>
<u>46</u>	<u>62</u>	<u>70</u>	<u>58</u>	<u>62</u>	<u>93</u>
<u>47</u>	<u>63</u>	<u>71</u>	<u>59</u>	<u>63</u>	<u>93</u>
<u>48</u>	<u>64</u>	<u>72</u>	<u>60</u>	<u>64</u>	<u>93</u>
<u>49</u>	<u>65</u>	<u>73</u>	<u>61</u>	<u>65</u>	<u>93</u>
<u>50</u>	<u>66</u>	<u>74</u>	<u>62</u>	<u>66</u>	<u>93</u>
<u>51</u>	<u>67</u>	<u>75</u>	<u>63</u>	<u>67</u>	<u>93</u>
<u>52</u>	<u>68</u>	<u>76</u>	<u>64</u>	<u>68</u>	<u>93</u>
<u>53</u>	<u>69</u>	<u>77</u>	<u>65</u>	<u>70</u>	<u>93</u>
<u>54</u>	<u>70</u>	<u>78</u>	<u>66</u>	<u>72</u>	<u>93</u>
<u>55</u>	<u>71</u>	<u>79</u>	<u>67</u>	<u>74</u>	<u>93</u>
<u>56</u>	<u>72</u>	<u>80</u>	<u>68</u>	<u>76</u>	<u>93</u>
<u>57</u>	<u>73</u>	<u>81</u>	<u>69</u>	<u>77</u>	<u>93</u>
<u>58</u>	<u>74</u>	<u>82</u>	<u>70</u>	<u>78</u>	<u>93</u>
<u>59</u>	<u>75</u>	<u>83</u>	<u>71</u>	<u>79</u>	<u>93</u>
<u>60</u>	<u>76</u>	<u>84</u>	<u>72</u>	<u>80</u>	<u>93</u>
<u>61</u>	<u>77</u>	<u>85</u>	<u>73</u>	<u>82</u>	<u>93</u>
<u>62</u>	<u>78</u>	<u>86</u>	<u>74</u>	<u>84</u>	<u>93</u>
<u>63</u>	<u>79</u>	<u>87</u>	<u>75</u>	<u>86</u>	<u>93</u>
<u>64</u>	<u>80</u>	<u>88</u>	<u>76</u>	<u>88</u>	<u>93</u>
<u>65</u>	<u>82</u>	<u>89</u>	<u>77</u>	<u>90</u>	<u>93</u>
<u>66</u>	<u>84</u>	<u>90</u>	<u>78</u>	<u>92</u>	<u>93</u>
<u>67</u>	<u>86</u>	<u>91</u>	<u>79</u>	<u>94</u>	<u>93</u>
<u>68</u>	<u>88</u>	<u>92</u>	<u>80</u>	<u>98</u>	<u>93</u>
<u>69</u>	<u>89</u>	<u>93</u>	<u>81</u>	<u>102</u>	<u>93</u>
<u>70</u>	<u>90</u>	<u>94</u>	<u>82</u>	<u>106</u>	
<u>71</u>	<u>91</u>	<u>95</u>	<u>83</u>	<u>110</u>	
<u>72</u>	<u>92</u>	<u>96</u>	<u>84</u>	<u>112</u>	
<u>73</u>	<u>94</u>	<u>97</u>	<u>85</u>	<u>113</u>	
<u>74</u>	<u>96</u>	<u>98</u>	<u>86</u>	<u>113</u>	
<u>75</u>	<u>98</u>	<u>99</u>	<u>87</u>	<u>113</u>	
<u>76</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>88</u>	<u>113</u>	
<u>77</u>	<u>102</u>	<u>101</u>	<u>89</u>	<u>113</u>	
<u>78</u>	<u>104</u>	<u>102</u>	<u>90</u>	<u>113</u>	
<u>79</u>	<u>106</u>	<u>103</u>	<u>91</u>	<u>113</u>	
<u>80</u>	<u>108</u>	<u>104</u>	<u>92</u>	<u>113</u>	
<u>81</u>	<u>112</u>	<u>107</u>	<u>93</u>	<u>113</u>	
<u>82</u>	<u>116</u>	<u>110</u>	<u>94</u>	<u>113</u>	
<u>83</u>	<u>120</u>	<u>113</u>	<u>95</u>	<u>113</u>	
<u>84</u>	<u>124</u>	<u>116</u>	<u>96</u>	<u>113</u>	
<u>85</u>	<u>127</u>	<u>120</u>	<u>98</u>	<u>113</u>	
<u>86</u>	<u>130</u>	<u>124</u>	<u>100</u>	<u>113</u>	
<u>87</u>	<u>133</u>	<u>128</u>	<u>102</u>	<u>113</u>	
<u>88</u>	<u>136</u>	<u>132</u>	<u>104</u>	<u>113</u>	
<u>89</u>	<u>140</u>	<u>135</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>90</u>	<u>144</u>	<u>140</u>	<u>106</u>	<u>113</u>	
<u>91</u>	<u>148</u>	<u>145</u>	<u>107</u>	<u>113</u>	

<u>92</u>	<u>152</u>	<u>150</u>	<u>110</u>	<u>113</u>	
<u>93</u>	<u>156</u>	<u>153</u>	<u>113</u>	<u>113</u>	
<u>94</u>	<u>160</u>	<u>153</u>	<u>116</u>		
<u>95</u>	<u>164</u>	<u>153</u>	<u>119</u>		
<u>96</u>	<u>168</u>	<u>153</u>	<u>122</u>		
<u>97</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>98</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>99</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>100</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>101</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>102</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>103</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>104</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>105</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>106</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>107</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>108</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>109</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>110</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>111</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>112</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>113</u>	<u>169</u>	<u>153</u>	<u>125</u>		
<u>114</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>115</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>116</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>117</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>118</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>119</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>120</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>121</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>122</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>123</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>124</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>125</u>	<u>169</u>	<u>153</u>			
<u>126</u>	<u>169</u>				
<u>127</u>	<u>169</u>				
<u>128</u>	<u>169</u>				
<u>129</u>	<u>169</u>				
<u>130</u>	<u>169</u>				
<u>131</u>	<u>169</u>				
<u>132</u>	<u>169</u>				
<u>133</u>	<u>169</u>				
<u>134</u>	<u>169</u>				
<u>135</u>	<u>169</u>				
<u>136</u>	<u>169</u>				
<u>137</u>	<u>169</u>				
<u>138</u>	<u>169</u>				
<u>139</u>	<u>169</u>				
<u>140</u>	<u>169</u>				
<u>141</u>	<u>169</u>				
<u>142</u>	<u>169</u>				
<u>143</u>	<u>169</u>				
<u>144</u>	<u>169</u>				
<u>145</u>	<u>169</u>				
<u>146</u>	<u>169</u>				

147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

別表第7の3 略  
別表第7の4 略

別表第7の2 略  
別表第7の3 略

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第8条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長崎県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～6 略 (一般職員の昇給の号給数等)</p> <p>7 当分の間、一般職員のうち、人事委員会が承認した号給の調整を受ける職員の昇給号給数については、<u>別表第7の4</u>において、「6以上」とあるのは「7以上」と、「4」とあるのは「5以上」と、「2以上」とあるのは「3以上」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略 (一般職員の昇給の号給数等)</p> <p>7 当分の間、一般職員のうち、人事委員会が承認した号給の調整を受ける職員の昇給号給数については、<u>別表第7の3</u>において、「6以上」とあるのは「7以上」と、「4」とあるのは「5以上」と、「2以上」とあるのは「3以上」と読み替えるものとする。</p>

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第9条 通勤手当の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(支給範囲の特例)</p> <p>第5条 職員給与条例第12条の4第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号の一に該当する職員で交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1) 住居又は勤務公署のいずれかの一が離島等にある職員</p> <p>(2) <u>地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員</u> (定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 略 (異動又は移転等の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる事由が生じた職員には、職員給与条例第12条の4第3項の規定に準じて通勤手当を支給する。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の4第1項の規定による採用(退職した日の翌日におけるものに限る。)</u>をされたこと</p> <p>(2)及び(3) 略 (返納の事由及び額等)</p> <p>第18条の2 職員給与条例第12条の4第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p>	<p>(支給範囲の特例)</p> <p>第5条 職員給与条例第12条の4第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号の一に該当する職員で交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1) 住居又は勤務公署のいずれかの一が離島等にある職員</p> <p>(2) <u>地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員</u> (再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 略 (異動又は移転等の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる事由が生じた職員には、職員給与条例第12条の4第3項の規定に準じて通勤手当を支給する。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用(職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎県条例第1号。以下「職員定年条例」という。)</u><u>第2条の規定により退職した日(職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)</u>の翌日におけるものに限る。)をされたこと</p> <p>(2)及び(3) 略 (返納の事由及び額等)</p> <p>第18条の2 職員給与条例第12条の4第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p>

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において地公法第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長崎県条例第17号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年長崎県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣（以下「交流派遣」という。）をされ、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき</p> <p>(4) 略 2～4 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長崎県条例第17号。以下「派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年長崎県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣（以下「交流派遣」という。）をされ、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき</p> <p>(4) 略 2～4 略</p>
---	--

（教職調整額の支給に関する規則の一部改正）

第10条 教職調整額の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（定年前再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算） 第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）又は同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員について、教職調整額条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>	<p>（再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算） 第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）又は同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員について、教職調整額条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>

（住居手当の支給に関する規則の一部改正）

第11条 住居手当の支給に関する規則（昭和49年長崎県人事委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（借受け住宅における権衡職員の範囲） 第4条 職員給与条例第12条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）第5条に該当する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）で、同条第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）にあっては、当該適用の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>（借受け住宅における権衡職員の範囲） 第4条 職員給与条例第12条の3第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）第5条に該当する職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）で、同条第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）にあっては、当該適用の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第12条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長崎県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																												
<p style="text-align: center;">(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号)第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>(1) 職員給与と条例第22条の2第1項に規定する職員で、教育職給料表(三)の適用を受ける者又は市町村立学校教職員給与と条例第18条の2第1項に規定する職員で、小学校中学校教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)~(5) 略 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。 (職員給与と条例附則第28項又は市町村立学校教職員給与と条例附則第26項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>2 職員給与と条例附則第28項又は市町村立学校教職員給与と条例附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第4条第1号の規定の適用については、当分の間、第4条第1号中「別表第1に掲げる額」とあるのは、「別表第1に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p> <p>3 職員給与と条例附則第28項又は市町村立学校教職員給与と条例附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第4条第2号から第5号までの規定の適用については、当分の間、第4条第2号から第5号までの各号中「別表第2に掲げる額」とあるのは、「別表第2に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p> <p>別表第1(第4条関係) 教育職給料表(三)又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略						<p style="text-align: center;">(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号)第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>(1) 職員給与と条例第22条の2第1項に規定する職員で、教育職給料表(三)の適用を受ける者又は市町村立学校教職員給与と条例第18条の2第1項に規定する職員で、小学校中学校教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)~(5) 略 附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。</p> <p>別表第1(第4条関係) 教育職給料表(三)又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員以外の職員</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	再任用職員以外の職員	略					
職員の区分			職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級																					
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略																											
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級																							
		再任用職員以外の職員	略																										



<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第2（第4条関係） 教育職給料表（二）又は高等学校教育職給料表の適用を受ける者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職員の区分</th> <th style="width: 15%;">職務の級号給</th> <th style="width: 10%;">1級</th> <th style="width: 10%;">2級</th> <th style="width: 10%;">特2級</th> <th style="width: 10%;">3級</th> <th style="width: 10%;">4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</td> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員</td> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	定年前再任用短時間勤務職員	略	職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略						定年前再任用短時間勤務職員	略						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">再任用職員</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>別表第2（第4条関係） 教育職給料表（二）又は高等学校教育職給料表の適用を受ける者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職員の区分</th> <th style="width: 15%;">職務の級号給</th> <th style="width: 10%;">1級</th> <th style="width: 10%;">2級</th> <th style="width: 10%;">特2級</th> <th style="width: 10%;">3級</th> <th style="width: 10%;">4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職員以外の職員</td> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>略</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	再任用職員	略	職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級	再任用職員以外の職員	略						再任用職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員	略																																														
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級																																									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略																																														
定年前再任用短時間勤務職員	略																																														
再任用職員	略																																														
職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級																																									
再任用職員以外の職員	略																																														
再任用職員	略																																														

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第13条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年長崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。 （職員<del>の給与に関する条例附則第28項等の規定の適用を受ける職員</del>となった場合における一般の派遣職員の給与）</p> <p>2 一般の派遣職員が職員<del>の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）附則第28項又は市町村立学校県費負担教職員<del>の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）附則第26項の規定の適用を受ける職員</del>となった場合における当該一般の派遣職員<del>の当該適用を受けること</del>となった日以後の給与は、当分の間、第3条第6項の規定にかかわらず、当該職員となった日を派遣の日の前日とみなして同条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。</del></p> <p>3 前項の規定による給与の額に対する第3条第7項及び第8項の規定の適用については、同条第7項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第2項」と、同条第8項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第2項」とする。</p> <p>4 職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定による給料月額に関する規則（令和4年長崎県人事委員会規則第26号）第2条の規定は、前2項の規定により給与の額が異動することとなった場合について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。</p>

（単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正）

第14条 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 職員給与条例第12条の7第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなっ</p>	<p style="text-align: center;">（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 職員給与条例第12条の7第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなっ</p>

た職員で、当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員のうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 略  
(2)～(8) 略

た職員で、当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員のうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和59年長崎県条例第1号。以下「職員定年条例」という。）第2条の規定により退職した日（職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 略  
(2)～(8) 略

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第15条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年長崎県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 職員給与条例第19条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は支給しない。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員（職員給与条例第19条第1項に規定する管理職員をいう。以下同じ。）職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号。以下「給料等支給規則」という。）第7条の2の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種又は2種 1万2,000円</p> <p>イ 3種又は4種 1万円</p> <p>ウ 5種又は6種 8,000円</p> <p>エ 7種 6,000円</p> <p>オ 8種 4,000円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である管理職員 給料等支給規則第7条の2の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種又は2種 1万1,000円</p> <p>イ 3種又は4種 9,000円</p> <p>ウ 5種又は6種 7,000円</p> <p>エ 7種 5,000円</p> <p>オ 8種 3,000円</p> <p>2 職員給与条例第19条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が2時間に満たない場合は支給しない。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 給料等支給規則第7条の2の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種又は2種 6,000円</p> <p>イ 3種又は4種 5,000円</p> <p>ウ 5種又は6種 4,000円</p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 職員給与条例第19条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号。以下「給料等支給規則」という。）第7条の2の規定による区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は支給しない。</p> <p>(1) 1種又は2種 1万2,000円</p> <p>(2) 3種又は4種 1万円</p> <p>(3) 5種又は6種 8,000円</p> <p>(4) 7種 6,000円</p> <p>(5) 8種 4,000円</p> <p>2 職員給与条例第19条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、給料等支給規則第7条の2の規定による区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が2時間に満たない場合は支給しない。</p> <p>(1) 1種又は2種 6,000円</p>

<p>エ 7種 3,000円 オ 8種 2,000円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 給料等支給規則第7条の2の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種又は2種 5,500円 イ 3種又は4種 4,500円 ウ 5種又は6種 3,500円 エ 7種 2,500円 オ 8種 1,500円</p> <p>3 略 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。 (職員給与条例附則第28項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>2 職員給与条例附則第28項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p>	<p>(2) 3種又は4種 5,000円</p> <p>(3) 5種又は6種 4,000円 (4) 7種 3,000円 (5) 8種 2,000円</p> <p>3 略 附 則</p> <p>この規則は、平成4年1月1日から施行する。</p>
---	---

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第16条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年長崎県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条の2 育児休業条例第2条第4号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p>	<p>(育児休業をすることができる非常勤職員)</p> <p>第2条の2 育児休業条例第2条第3号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第17条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年長崎県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第7条 条例第11条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p>	<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第7条 条例第11条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p>

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）155時間に不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数  
第7条の2 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算にあたり地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

（年次休暇の日数）

第7条の3 条例第11条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに職員となった者（次号に掲げる職員を除く。）その者の採用の発令の日の属する月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）
- (2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（条例第11条第1項第3号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の採用の発令の日の属する月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

## 2及び3 略

4 条例第11条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

第7条の4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）155時間に不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数  
第7条の2 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算にあたり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

（年次休暇の日数）

第7条の3 条例第11条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに職員となった者（次号に掲げる職員を除く。）その者の採用の発令の日の属する月に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）
- (2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（条例第11条第1項第3号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の採用の発令の日の属する月に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

## 2及び3 略

4 条例第11条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数
- (2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

第7条の4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加

えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が、斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3)及び(4) 略  
(特別休暇)

第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1)～(3) 略
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1週間当たりの平均勤務日数に応じ別表第2の日数欄に掲げる日数）の範囲内の期間  
ア～オ 略
- (5)～(7) 略
- (8) 生後2年に達しない子を育てる職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、生後1年に達しない子を育てる職員）が、育児の時間を請求した場合 1日2回それぞれ60分間（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、1

えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員以外の職員が、斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3)及び(4) 略  
(特別休暇)

第13条 条例第16条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1)～(3) 略
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1週間当たりの平均勤務日数に応じ別表第2の日数欄に掲げる日数）の範囲内の期間  
ア～オ 略
- (5)～(7) 略
- (8) 生後2年に達しない子を育てる職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、生後1年に達しない子を育てる職員）が、育児の時間を請求した場合 1日2回それぞれ60分間（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、1日2回それぞれ

<p>日2回それぞれ30分間) (9)~(14) 略 (15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合 一の年の6月から9月(任命権者が特に必要と認める場合にあっては10月)までの期間内における原則として連続する5日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1週間当たりの平均勤務日数に応じ別表第4の日数欄に掲げる日数)の範囲内の期間 (16)~(26) 略 (休暇の算定) 第16条 休暇(介護休暇及び介護時間を除く。次項において同じ。)の単位は、第13条第8号の特別休暇については60分間(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、30分間)、年次休暇、病気休暇(第10条第2項ただし書の適用を受けるものに限る。)及び特別休暇(第13条第8号の休暇を除く。)については1日又は1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、年次休暇、第13条第5号の2及び第9号から第12号までの休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 2及び3 略</p>	<p>れ30分間) (9)~(14) 略 (15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合 一の年の6月から9月(任命権者が特に必要と認める場合にあっては10月)までの期間内における原則として連続する5日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1週間当たりの平均勤務日数に応じ別表第4の日数欄に掲げる日数)の範囲内の期間 (16)~(26) 略 (休暇の算定) 第16条 休暇(介護休暇及び介護時間を除く。次項において同じ。)の単位は、第13条第8号の特別休暇については60分間(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、30分間)、年次休暇、病気休暇(第10条第2項ただし書の適用を受けるものに限る。)及び特別休暇(第13条第8号の休暇を除く。)については1日又は1時間、その他の休暇については1日とする。ただし、年次休暇、第13条第5号の2及び第9号から第12号までの休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 2及び3 略</p>
---	---

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第18条 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年長崎県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 職員(離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。)は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げるものに限る。 (1) 離職に関する苦情相談 (2) <u>法第22条の4第1項</u>の規定に基づく採用に関する苦情相談</p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談) 第2条 職員(離職した職員を含む。第4条第1項において同じ。)は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談(当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。)を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げるものに限る。 (1) 離職に関する苦情相談 (2) <u>法第28条の4又は第28条の5</u>の規定に基づく採用に関する苦情相談</p>

(職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第19条 職員の自己啓発等休業に関する規則(平成20年長崎県人事委員会規則第3号の2)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合) 第3条 自己啓発等休業条例第6条の人事委員会規則で定めるときは、学校教育法第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。 (退職手当の取扱いにおける人事委員会規則で定める要件) 第5条 自己啓発等休業条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例(昭和29年</p>	<p>(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合) 第3条 自己啓発等休業条例第6条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。 (退職手当の取扱いにおける人事委員会規則で定める要件) 第5条 自己啓発等休業条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例(昭和29年</p>

<p>長崎県条例第8号。以下「退職手当条例」という。)第7条第4項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第7条第5項、第7条の2第1項及び第7条の3第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>地方公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</u></p> <p>ウ <u>法第28条の6第1項の規定により退職した場合(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)</u>又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</p> <p>エ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合</p> <p>オ 退職手当条例第19条の規定に該当して退職した場合</p> <p>2 略</p>	<p>長崎県条例第8号。以下「退職手当条例」という。)第7条第4項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第7条第5項、第7条の2第1項及び第7条の3第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>法第28条の2第1項の規定により退職した場合(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)</u>又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</p> <p>ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合</p> <p>エ 退職手当条例第19条の規定に該当して退職した場合</p> <p>2 略</p>
--	--

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第20条 職員の退職管理に関する規則(平成28年長崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項</u>の規定により職員として採用された場合</p>	<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合)</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により職員として採用された場合</p>

(会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正)

第21条 会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和元年長崎県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当の在職期間の特例)</p> <p>第17条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常勤職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間</p>	<p>(期末手当の在職期間の特例)</p> <p>第17条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常勤職員又は地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間</p>

(特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第22条 特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和63年長崎県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過規定)</p> <p>2 略 <u>(職員給与条例附則第28項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当額)</u></p> <p>3 <u>職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)附則第28項の適用を受ける職員に対する第2項の規定の適用については、当分の間、第2項中「当該旧手当の月額に相当する額」とあるのは、「当該旧手当の月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。)」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過規定)</p> <p>2 略</p>

(特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第23条 特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成28年長崎県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過規定)</p> <p>2～4 略 <u>(職員給与条例附則第28項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当額)</u></p> <p>5 <u>職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)附則第28項の適用を受ける職員に対する第2項の規定の適用については、当分の間、第2項中「当該旧手当の月額に相当する額」とあるのは、「当該旧手当の月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。)」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過規定)</p> <p>2～4 略</p>

(特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第24条 特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和4年長崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過規定)</p> <p>2及び3 略 <u>(職員給与条例附則第28項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当額)</u></p> <p>4 <u>職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)附則第28項の適用を受ける職員に対する第2項の規定の適用については、当分の間、第2項中「当該旧手当の月額に相当する額」とあるのは、「当該旧手当の月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。)」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過規定)</p> <p>2及び3 略</p>



(へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第25条 へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和4年長崎県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過規定)</p> <p>2 略 <u>(市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員のへき地手当額)</u></p> <p>3 <u>市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和32年長崎県条例第46号)附則第26項の規定の適用を受ける職員に対する第2項の規定の適用については、当分の間、第2項中「当該旧手当の月額に相当する額」とあるのは、「当該旧手当の月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。)」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過規定)</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則第10条、第10条の2、第10条の3、第10条の4並びに別記様式第6号、別記様式第7号及び別記様式第9号の規定は、公布の日から施行し、令和4年10月14日から適用する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 この規則による改正後の職員の定年等に関する規則(以下この条において「新規則」という。)第2条第2項及び第3条の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年長崎県条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第2条第1項の規定による勤務について準用する。

2 令和4年改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における令和4年改正条例第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎県条例第1号。以下附則第4条において「新条例」という。)第3条に規定する定年(以下この条において「新条例定年」という。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下この条において「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が新条例定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 令和4年改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

4 新規則第2条第2項ただし書の規定は、令和4年改正条例附則第2条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第3条 令和4年改正条例附則第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項及び第2項の人事委員会規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 暫定再任用(令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前提再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第4条 令和4年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（新条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この条において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和4年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

3 令和4年改正条例附則第10条の人事委員会規則で定める定年前提再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前提再任用短時間勤務職員とする。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年長崎県人事委員会規則第3号）の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

(地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

第6条 令和4年改正条例附則第17条第3項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の特数計算)

第7条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 令和4年改正条例附則第17条第4項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例第17条第3項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第17条第2項

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置)

第8条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前提再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する職員をいう。以下同じ。）とみなして、この規則による改正後の職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号。以下この条から附則第10条までにおいて「新規則」という。）第6条第4項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第6条第3項及び第4項の規定を適用する。

3 職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「職員給与条例」という。）第9条又は市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第8条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和3年改正法附則第4条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項、第6条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条に規定する年齢（令和4年

改正条例附則第7条第1項各号に規定する職にあっては、同条第2項に規定する年齢)に達した日がこの規則の施行日(以下「施行日」という。)の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第6条及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に新規則第6条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の100分の25を超えるときは、給料月額額の100分の25に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員(施行日前に令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第9条の規定による改正前の職員給与条例(以下「旧職員給与条例」という。)又は令和4年改正条例第10条の規定による改正前の市町村立学校職員給与条例(以下「旧市町村立学校職員給与条例」という。)及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の職員の給料等の支給に関する規則(以下この条において「旧規則」という。)第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合)に、旧職員給与条例又は旧市町村立学校職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧再任用職員でなかった者にあっては同日に旧再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあっては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧職員給与条例又は旧市町村立学校職員給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

第9条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第13条の2第1項第2号、第13条の6第2項、第17条第1項第4号、第18条第1項第3号及び第20条の規定を適用する。

第10条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第7条の2及び第30条の規定を適用する。

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置)

第11条 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員には、職員給与条例第12条の4第3項の規定に準じて通勤手当を支給する。

(1) 令和3年改正法附則第4条第1項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項、第6条第1項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項の規定による採用(令和4年改正条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎県条例第1号。以下「旧職員定年条例」という。)第2条の規定により退職した日(旧職員定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和3年改正法第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。)、第5条第1項、第6条第1項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。))をされたこと。

- (2) 令和3年改正法附則第4条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第3項、第6条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第3項の規定による採用(職員の定年等に関する条例(昭和59年長崎県条例第1号。以下「職員定年条例」という。))第2条の規定により退職した日(職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び地方公務員法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第3項、第6条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。))をされたこと。

- 2 令和3年改正法附則第4条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第3項、第6条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第6号)第16条の規定の適用については、同条第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日(令和3年改正法附則第4条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第3項、第6条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。))とする。

(暫定再任用短時間勤務職員の教職調整額の端数計算)

- 第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、この規則による改正後の教職調整額の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第36号)第3条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(住居手当の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置)

- 第13条 暫定再任用職員は、この規則による改正後の住居手当の支給に関する規則(昭和49年長崎県人事委員会規則第42号)第4条の地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置)

- 第14条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長崎県人事委員会規則第26号)第4条の規定を適用する。

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員等に関する経過措置)

- 第15条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年長崎県人事委員会規則第3号)第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、職員給与条例第12条の7第3項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 令和3年改正法附則第4条第1項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項、第6条第1項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項の規定による採用(旧職員定年条例第2条の規定により退職した日(旧職員定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び令和3年改正法第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項、第6条第1項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。))をされたこと。
- (2) 令和3年改正法附則第4条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第3項、第6条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第3項の規定による採用(職員定年条例第2条の規定により退職した日(職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び地方公務員法第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第2項(同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第3項、第6条

第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定による採用に係る任期を満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

- 2 令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）第5条第1項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（令和3年改正法附則第4条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第3項、第6条第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

- 3 施行日前に、この規則による改正前の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第1号アに該当する採用をされた職員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置）

第16条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年長崎県人事委員会規則第19号）第2条第1項及び第2項の規定を適用する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置）

第17条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成4年長崎県人事委員会規則第4号）第7条の3第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第7条、第7条の2、第7条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）、第7条の4、第13条（第4号、第8号及び第15号に係る部分に限る。）並びに第16条第1項の規定を適用する。

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第18条 令和14年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則（平成17年長崎県人事委員会規則第5号）第2条第1項の規定の適用については、同項第2号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7項第1項から第4項まで」とする。

（職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第19条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則（平成28年長崎県人事委員会規則第2号。以下「新規則」という。）第23条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

- 2 この規則の施行前に、令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第23条の規定の適用については、なお従前の例による。

（会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、この規則による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第9号）第17条第1項第2号の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定による給料月額に関する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

#### 長崎県人事委員会規則第26号

職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定による給料月額に関する規則（目的）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「職員給与条例」という。）附則第28項及び市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）附則第26項の規定による給料月額に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（職員への通知）

第2条 任命権者は、職員給与条例附則第28項又は第29項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項又は第27項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、人事委員会の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

（雑則）

第3条 この規則に定めるもののほか、職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定による給料月額並びにその他職員給与条例附則第28項、第29項、市町村立学校職員給与条例附則第26項及び第27項並びにこの規則の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員給与条例附則第30項、第32項、第34項又は第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

#### 長崎県人事委員会規則第27号

職員給与条例附則第30項、第32項、第34項又は第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「職員給与条例」という。）附則第30項、第32項、第34項又は第35項及び市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）附則第28項、第30項又は第31項の規定に基づき支給される給料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、職員給与条例附則第30項及び市町村立学校職員給与条例附則第28項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号。以下「初任給規則」という。）第2条第6号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 職員給与条例第5条第1項及び市町村立学校職員給与条例第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 上限額 職員給与条例第6条第2項及び市町村立学校職員給与条例第5条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県



条例第28号)の規定により例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長崎県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

(9) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(職員給与条例附則第30項又は第32項及び市町村立学校職員給与条例附則第28項の人事委員会規則で定める職員)

第3条 職員給与条例附則第30項又は第32項及び市町村立学校職員給与条例附則第28項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)又は警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、次に掲げる職員

ア 異動日又は職員給与条例附則第32項に規定する任命をされた日(以下この条において「異動日等」という。)以後に初任給基準異動をした職員

イ 異動日等から特定日までの間に降格をした職員

ウ 異動日等の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日等以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

エ 異動日等以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(2) 異動日等の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する職員給与条例附則第34項及び市町村立学校職員給与条例附則第30項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第34項及び市町村立学校職員給与条例附則第30項の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満

の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第34項及び市町村立学校職員給与条例附則第30項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する職員給与条例附則第34項及び市町村立学校職員給与条例附則第30項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(法第28条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項第1号から第5号まで、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第34項及び市町村立学校職員給与条例附則第30項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第34項及び市町村立学校職員給与条例附則第30項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合



において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行う降任によるものを除く。以下この号において同じ。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第34項及び市町村立学校職員給与条例附則第30項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端

数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員
  - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - (4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行う降任によるものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料の支給)

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行う降任によるものに限る。）をされた職員、給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。
  - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第5号に規定する昇格をした職員
  - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員の同意を得て行う降任によるものを除く。）をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれ

## に準ずる職員

(人事交流等職員に対する職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料の支給)

第10条 初任給規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第28項及び市町村立学校職員給与条例附則第26項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第31項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第16条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

(4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員

(5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(この規則により難い場合の措置)

第11条 職員給与条例附則第30項、第32項、第34項又は第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、職員給与条例附則第30項、第32項、第34項又は第35項及び市町村立学校職員給与条例附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎県  
尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二二

印刷所

長崎県  
弥生町八番三十号

株式会社  
永

岩永印刷  
明所